

礼記注疏訳注稿（五）—郷飲酒義第四十五（二）—

末永 高康

之正、非專爲飲食也、爲行禮也。此所以貴禮而賤財也。卒解致實於西階上、言是席之上、非專爲飲食也。此先禮而後財之義也。先禮而後財、則民作敬讓而不爭矣。

「書き下し文」

薦を祭り酒を祭るは①、礼を敬するなり。肺を嚼（な）むるは、礼

を嘗むるなり。酒を啐（な）むるは、礼を成すなり。席末に於てす
るは、是の席の正、専ら飲食の為に非ず、礼を行ふが為なるを言ふ。

此れ礼を貴びて財を賤しむ所以なり。禪を卒へ実を致すに西階の上
に於てするは、是の席の上、専ら飲食の為に非ざるを言ふ。此れ礼
を先にして財を後にするの義なり。礼を先にして財を後にすれば、
則ち民、敬讓を作して争はず。

①以下に見える儀節については、『儀礼』郷飲酒礼 8-9^a 「主人

阼階上拜送爵。賓少退。薦脯醢。賓升席自西方。乃設折俎。○
主人阼階東疑立。賓坐左執爵、祭脯醢。奠爵于薦西、興右手

取肺、卻左手執本、坐弗繚、右絕末、以祭、尚左手嚼之。興

凡例

一本稿は阮刻十三經注疏の礼記郷飲酒義第四十四（祭薦祭酒節より篇末まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。

二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三經注疏本」を用いたが、足利本等により底本を一部改めた部分がある。

三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。

四 十三經注疏からの引用については、「阮刻十三經注疏本」の巻葉数を「一〇三（一巻一葉表三行）、456（四巻五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

【經】（十六葉表五行）

祭薦祭酒、敬禮也。嗜肺、嘗禮也。啐酒、成禮也。於席末、言是席

加干俎。10a 坐挽手、遂祭酒、興席末坐啐酒。降席、坐奠爵、

拜告旨、執爵興。主人阼階上荅拜。10b 賀「西階上北面、坐卒爵」

興、坐奠爵、遂拜、執爵興。主人阼階上荅拜」参照。

〔現代語訳〕

供え物を祭り酒を祭るのは、（主人の与える）礼を敬することだ。

（供え物の）肺を嚼（な）めるのは、（主人の与える）礼を嘗める

（＝あじわう）ことだ。酒を啐（な）めるのは、（主人の与える）

礼を完成することだ。（それを）席末で行うのは、この席の正しき

は、専ら飲食のためにあるのではなく、礼を行うためにあることを

言うのだ。これは礼を貴び財を賤しむ手立てなのだ。（席上ではな

く）西階の上で解（さかずき）を（のみ）卒えて（内に）実（たさ

れた酒）を（のみ）尽くすのは、この席の上が、専ら飲食のために

あるのではないことを言うのだ。これが礼を先にして財を後にする

ということなのだ。礼を先にして財を後にすれば、民衆は敬い譲る

ようになって争わなくなる。

【注】（十六葉表十行）

非專爲飲食、言主於相敬以禮也。致實、謂盡酒也。酒爲觴實①。祭
薦祭酒噴肺於席中、唯啐酒於席末也。

①盧文弨『鍾山札記』（『皇清經解』卷388-4b）は「卒解致實」

について足利本古本に従い、「觴」を「解」に改めるべきであるとする。疏1784の「觴」字も同じ。ただ、杯の総称として「觴」字が用いられたと考えれば特に文字を改めるに及ばないから、こゝでは底本を改めないでおく。

〔書き下し文〕

専ら飲食の為に非ずとは、相ひ敬するに礼を以てするを主とするを
言ふ。実を致すは、酒を尽くすを謂ふ。酒は觴実たり。薦を祭り酒
を祭り肺を嚼むるは席中に於てし、唯だ酒を啐（な）むるのみ席末
に於てするなり。

〔現代語訳〕

「専ら飲食のためなのではない」というのは、礼によつて互いに敬
しあうのが主であることを言うのだ。「実を致す」というのは、酒
を飲み尽くすことを言う。酒は觴実（杯を実たすもの）である（か
ら、「実」で「酒」を示すのだ）。供え物を祭り酒を祭り肺をなめ
るのは席中で行うが、唯だ酒をなめるのだけは席末で行うのだ。

【疏（注に対する）】（十七葉表三行）

○正義曰、以經卒解致實、既云卒解、論其將欲卒解之時、舉其事者。
致實、論其盡酒之體、故更言致實也。云酒爲觴實者、以盡酒稱致實
之意。酒爲觴中之實、今致盡此實也。云祭薦祭酒噴肺於席中、唯啐
酒於席末也者、皆鄉飲酒禮文。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、以（おもへ）らく經の「解を卒へ実を致す」は、既
に解を卒ふと云ふは、其の将に解を卒へんと欲するの時を論じ、其
の事を擧ぐる者。実を致すは、其の酒を尽くすの体を論ず、故に更
に実を致すと言ふ。「酒を觴実と為す」と云ふは、酒を尽くすを以

て実を致すの意を称す。酒は觴中の実たり、今、此の実を致尽するなり。「薦を祭り酒を祭り肺を嚼むるに席中に於てするも、唯だ酒を啐むるは席末に於てするなり」と云ふは、皆な郷飲酒礼の文なり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、思うに經文の「解を卒へ実を致す」は、先に「解を卒う」と言うのは、これから解を（のみ）卒えようとする時のことを論じており、その行為（の外見）を挙げ（て表現したるものである。（他方）「実を致す」の方は、酒を（のみ）尽くすという（行為の）実質を論じだものであり、だから（「解を卒う」に加えて）更に「実を致す」と言つたのだ。「酒を觴実」という」と言うのは、酒を尽くすということによつて「実を致す」の意味を言つたものだ。酒は觴中に実たされたものであり、今、この実たされたものを致尽する（飲み尽くす）のだ。「供え物を祭り酒を祭り肺を嚼めるのは席中で行うが、唯だ酒を啐めるのだけは席末で行うのだ」と言うのは、いづれも『儀礼』郷飲酒礼の文である。

〔疏〕（十六葉裏二行）

正義曰、此一節明飲酒之禮、祭薦祭酒、相尊敬之心、貴禮賤財之義。
○祭薦者、主人獻賓、賓即席、祭所薦時脯醢也。○祭酒者、賓既祭薦、又祭酒也。○敬禮也者、言賓既祭薦、又祭酒、是賓敬重主人之禮也。○疇肺嘗①禮也、賓既祭酒之後、興取俎上之肺、疇齒之、所以嘗主人之禮也。

①原文「者」。意を以て「嘗」に改める。

〔書き下し文〕

正義に曰く、此の一節、飲酒の礼に、薦を祭り酒を祭るは、相ひ尊敬するの心にして、礼を貴び財を賤しむの義なるを明らかにする。○「薦を祭る」とは、主人、賓に献じ、賓、席に即きて、薦むる所の時の脯醢を祭るなり①。○「酒を祭る」とは、賓既に薦を祭り、又た酒を祭るなり。○「礼を敬するなり」とは、言ふこころは賓既に薦を祭り、又た酒を祭るは、是れ賓の、主人の礼を敬重するなり。○「肺を嚼むるは礼を嘗むるなり」とは、賓既に酒を祭る後、興（た）ちて俎上の肺を取り、嚼めて之を歯（か）むは②、主人の礼を嘗むる所以なり。

①「祭所薦時脯醢也」の「時」字が読みがたい。かりにこのように読んでおく。あるいは「時」字もしくは「所」字を衍するか。

②「疇」「啐」の違いについては、『礼記』雜記下注やさ「疇啐皆嘗也。疇至齒、啐入口」参照。

〔現代語訳〕

正義に曰く、此の一節は、飲酒の礼において、供え物を祭り酒を祭るのは、互いに尊敬する心（を示すもの）であつて、礼を貴び財を賤しむ意味が込められているのを明らかにしたものだ。○「供え物を祭る」というは、主人が賓に献じ、賓が席に即いて、（主人から）薦められた肺（ほしにく）醢（しおから）を祭ることである。○「酒を祭る」というのは、賓がすでに供え物を祭り、さらに酒を祭ることである。○「礼を敬するなり」というのは、賓がすでに供え物を

祭り、さらに酒を祭るのは、賓が主人の礼を敬い重んずるものであることを言う。○「肺をなめるのは礼を嘗めることだ」というは、賓がすでに酒を祭つて後、立上がって俎上の肺を取り、これをなめて嗜むのは、主人の礼を嘗める（＝あじわう）ためであるということだ。

【疏（つづき）】（十六葉裏四行）

○ 哲酒成禮也、於席末者、啐、謂飲主人酒而入口、成主人之禮。於席末、謂席西頭也。案鄉飲酒禮、祭薦祭酒嗜肺、皆在席之中。唯啐酒、在席之末。又鄉飲酒禮云、祭脯醢、奠爵、右取肺、郤左手、右絕末以祭、尚左手嗜之。興加于俎、坐挽手、遂祭酒。嗜肺在前、祭酒在後。此先云祭酒者、嗜是嘗嗜之名、祭酒是未飲之稱、故祭酒與祭薦相連、表其敬禮之事。

〔書き下し文〕

○「酒を啐むるは礼を成すなり、席末に於てす」とは、啐は、主人の酒を飲みて口に入るを謂ふ。主人の礼を成すなり。席末に於てするは、席の西頭を謂ふなり。鄉飲酒礼を案するに、薦を祭り酒を祭り肺を嗜むるは、皆な席の中に在り。唯だ酒を啐（な）むるは、席の末に在り。又た鄉飲酒礼⁸⁻⁹に云ふ、「脯醢を祭り、爵を奠（お）き、右に肺を取り、左手を郤（あおむ）けて、右にて末を絶（たちはな）ちて以て祭り、左手を尚（うえ）にして之を嗜む。興（た）ちて俎に加へ、坐して手を挽（ぬぐ）ひ、遂に酒を祭る」と。肺を嗜むるは前に在り、酒を祭るは後に在り。此に先ず酒を祭るを云ふ

は、嗜むるは是れ嘗嗜の名、酒を祭るは是れ未だ飲まざるの称、故に祭酒と祭薦とを相ひ連ね、其の礼を敬するの事を表すなり。

〔現代語訳〕

○「酒を啐（な）めるのは礼を完成させることであり、席末で行う」というのは、「啐」は、主人の（与える）酒を飲んで口に含むことを言う。（これによつて）主人の（もてなしの）礼を完成せらるだ。席末で行うといふのは、席の西側（で行うこと）を言うのだ。

（『儀礼』の）郷飲酒礼を見るに、供え物を祭り酒を祭り肺をなめるのは、いずれも席の中で行うことになつており、唯だ酒をなめるだけは、席の末で行うことになつてゐる。また郷飲酒礼では、「脯醢を祭つて、杯を置き、右手に肺を取り、左手をあおむけて（肺の下を持ち）、右手でその端を断ち切つて祭り、左手を上にして肺を嗜（な）める。立ち上がって（肺を）俎にかえし置き、坐して手をぬぐつて、そのまま酒を祭る」と言つてゐる。（儀節の順序として）肺を嗜めるのが先で、酒を祭るのは後であるが、この經で酒を祭るのを先に言つてゐるのは、「嗜」は嘗嗜（なめる）ことを示す言葉で、（他方）酒を祭るのはまだ飲んでいないことを言つたもので、それ故に酒を祭ると供え物を祭るの一緒にして、それが（主人の）礼を敬するものであることをあらわしたのだ。

【疏（つづき）】（十六葉裏七行）

○言是席之正、非專爲飲食也者、若此席專爲飲食、應於席中啐酒。今乃席末啐酒。此席之設、本不爲飲食、是主人敬重於賓、故設席耳。

祭薦祭酒疇肺在席中者、敬主人之物、故在席中。啐酒、入於己、故在席末也。○此所以貴禮而賤財也者、於席上祭薦祭酒、是貴禮。席末啐酒、是賤財也。

〔書き下し文〕

○「言ふところは是の席の正、専ら飲食の為に非ざるなり」とは、若し此の席専ら飲食の為ならば、応に席中に於て酒を啐むべし。今乃ち席末に酒を啐む。此の席の設くるは、本より飲食の為ならず、是れ主人、賓を敬重し、故に席を設くるのみ。薦を祭り酒を祭り肺を嚼むるは席中に在るは、主人の物を敬す、故に席中に在り。酒を啐むるは、己に入る、故に席末に在るなり。○「此れ礼を貴びて財を貶しむ所以なり」とは、席上に於て薦を祭り酒を祭るは、是れ礼を貴ぶなり。席末に酒を啐むるは、是れ財を貶しむなり。

〔現代語訳〕

○「この席の正しきは、専ら飲食のためにあるのではないことを言うのだ」とは、もしこの席が専ら飲食のためにあるのならば、席中で酒をなめるはずである。ところが今かえつて席末で酒をなめるのであるから、この席が設けられたのは、本より飲食のためではなく、主人が賓を敬い重んじて、それ故に席を設けたことになるのだ。供え物を祭り酒を祭り肺を嚼めるのが席中でおこなわれるのは、主人の（与えた）物を敬するためで、それ故に席中でおこなうのだ。（他方）酒をなめるのは、（酒を）自分に入ることになるから、それ故に席末でおこなうのだ。○「これが礼を貴び財を貶しむ手立てなのだ」とは、席上で供え物を祭り酒を祭るのが、（飲食の物を礼を

行う手立てとしてあつかうから）「礼を貴ぶ」に当たり、席末に酒を啐めるのが、（飲食の物を飲食の財としてあつかうから）「財を貶しむ」に当たることになる。

【疏（つづき）】（十六葉裏十行）

○卒解致實於西階上、言是席之上、非專爲飲食也者、卒解、主人酬賓、賓立以卒解也①。致實、謂致盡其所實之酒。於西階上、不就席口、猶在席末也。卒解則盡爵、故遠在西階上。前文方論設席之禮、故言是席之正。此覆説前席、故變文言是席之上、上亦正也。此先禮而後財之義也者、先禮則貴、後財則賤、則亦上下互而相通也。

①原文「賓卒立以兵解也」。『校勘記』は盧文弨『鍾山札記』（『皇清經解』v.388-4b）が「賓立以卒解也」を作るべきであるとするのを引く。ここでも盧校に従い改める。

〔書き下し文〕

○「解を卒へ実を致すを西階上に於てするは、是の席の上、専ら飲食の為に非ざるを言ふなり」とは、解を卒ふるは、主人、賓に酬ひ、賓立ちて以て解を卒ふるなり。実を致すは、其の実（みた）す所の酒を致尽するを謂ふ。西階上に於てして、席に就きて解を卒へざるは、此の席の上、専ら飲食の為に非ざるを言ふ、故に席所に於て解を卒へず。啐は纔かに始めて口に入れば、猶ほ席末に在るなり。解を卒ふるは則ち爵を尽くす、故に遠く西階の上に在り。前文方（まさ）に席を設くるの礼を論ず、故に是の席の正と言ふ。此れ前席を

覆説す、故に文を変じて是の席の上と言ふ。上も亦た正なり。「此れ礼を先にして財を後にするの義なり」とは、礼を先にするは則ち貴び、財を後にするは則ち賤しめば、則ち亦た上下互に相ひ通ずるなり。

〔現代語訳〕

○「西階の上で解を卒え実を致すのは、この席の上が、専ら飲食のためにあるのではないことを言うのだ」とは、「解を卒える」とは、主人が賓に酬（むく）い、賓が立つて解を（のみ）卒（お）えること。「実を致す」とは、その杯に実している酒を致尽する（飲み尽くす）のを言う。西階の上で飲み干して、席に就いて解を（のみ）卒えないのは、この席の上が、専ら飲食のためにあるのではないことを言うのだ。だから席の所で解を（のみ）卒えないのだ。「啐（のなめる）」はようやく始めて（酒が）口に入ることであるから、なほ席末で行うことになるが、解を（のみ）卒えるのは爵を（のみ）全くすことであるから、だから遠く西階の上でおこなうのだ。前文では席を設ける礼について論じているから、「是の席の正」と表現している。ここでは前文での席を繰り返し論ずることになるから、言葉を変じて「是の席の上」と表現したのだ。「（席の）上」もまた「（席の）正」のことだ。「これが礼を先にして財を後にするという意味なのだ」とは、礼を優先させることは（礼を）貴ぶことであり、財を後回しにすることは（財を）賤しむことであるから、「貴礼而賤財」と「先礼而後財」とでは、上下で互に相い通ずるのだ。

【經】（十七葉表五行）

鄉飲酒之禮、六十者坐、五十者立侍、以聽政役、所以明尊長也。六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也。民知尊長養老、而后乃能入孝弟。民入孝弟、出尊長養老、而后成教。成教、而後國可安也。君子之所謂孝者、非家至而日見之也。合諸鄉射、教之鄉飲酒之禮、而孝弟之行立矣。

〔書き下し文〕

鄉飲酒の礼、六十なる者坐し、五十なる者立ちて侍り、以て政役を聽くは、長を尊ぶを明らかにする所以なり。六十なる者は三豆、七十なる者は四豆、八十なる者は五豆、九十なる者は六豆あるは、老を養ふを明らかにする所以なり。民、長を尊び老を養ふを知りて①、而る后に乃ち能く入りて孝弟たり。民、入りては孝弟にして、出でては長を尊び老を養ひて、而る后に教へを成す。教へを成して、而る後に国安んすべし。君子の所謂る孝なる者は、家ごとに至りて日び之に見（しめ）すに非ざるなり②。諸を鄉射に合し、之に鄉飲酒の礼を教へて、孝弟の行立つなり。

①『論語』学而「弟子入則孝、出則弟」が似るが、ここでは「入孝弟」となつてゐる。

②『孝經』広至德章「子曰、君子之教以孝也、非家至而日見之也。教以孝、所以敬天下之為人父者也。教以悌、所以敬天下之為人兄者也。教以臣、所以敬天下之為人君者也」に類似する（傍線部）。

〔現代語訳〕

郷飲酒の礼では、六十代の者は（席に）坐し、五十代の者は立つて（年長者に）仕えて、そうして政役（＝命令）を聴くというのは、年長者を尊ぶことを明らかにするがためである。六十代の者には三つの豆（たかつき）、七十代の者には四つの豆、八十年代の者には五つの豆、九十年代の者には六つの豆があるというのは、老者を養うことを明らかにするがためである。民衆が、年長者を尊び老者を養うことを知つて、そうして後にようやく（門を）入つて（家において）孝弟であることができるのだ。民衆が、（門を）入つて（家において）孝弟であり、（門を）出でて（家外において）年長者を尊び老者を養つて、そうして後に（民衆への）教化が完成する。（民衆への）教化が完成して、そうして後に国家は安定するのだ。君子の言う孝（の教え）とは、各家に出向いて行つて日々民衆に孝を示すといふものではない。民衆を郷射の場に会同させ、民衆に郷飲酒の礼を教えて、孝弟の行いをさせるというものだ。

【注】（十七葉裏二行）

此説郷飲酒、謂黨正國索鬼神而祭祀、則以禮屬民、而飲酒于序、以正齒位之禮也。其鄉射、則州長春秋以禮會民、而射于州序之禮也。謂之鄉者、州黨、鄉之屬也。或則鄉之所居州黨、鄉大夫親爲主人焉。如今郡國下令長、於鄉射飲酒、從大守相臨之禮也。

〔書き下し文〕

此に説く郷飲酒は、党正、国の鬼神を索めて祭祀すれば、則ち礼を以て民を属（あつ）めて、序に飲酒して、以て齒位を正すの礼を謂

ふなり。其の郷射は、則ち州長春秋に礼を以て民を会して、州序に射するの礼なり。之を郷と謂ふは、州党は、郷の属なればなり。或は則ち郷の居る所の州党、郷大夫親ら主人と為ればなり。今の郡国下の令長、郷射飲酒に於て、太守相の之が礼に臨むに従うが如きなり①。

①「相」字について『釈文』は「或息羊反、則以連下句」と平声に読む別解を示しており、これに従えば「太守に従いて之が礼に相ひ臨む」と訓ずることになるが、ここでは疏の解釋に従つておく。

〔現代語訳〕

ここで説く郷飲酒礼は（『儀礼』の郷飲酒礼ではなく）、国が（年末に）鬼神を求めて祭祀する際に、（党的長官たる）党正が礼によつて（党的）民衆を集めて、（党的学校である）序で飲酒して、そうして年齢による位を正す礼について言つている。ここでの郷射も、（州の長官たる）州長が春と秋に礼によつて民衆を集めて、（州の学校である）州序で射を行う際の礼のことである。（州・党で行うのに）これを「郷」と呼ぶのは、州・党は、郷に下属しているからである。或いは、郷（の長官である郷大夫）が居る所の州・党では、郷大夫が親ら主人となつてこれらの礼を举行するからである。（これはちょうど）今の郡・国下の（中心県の長官たる）令・長については、（県で行う）郷射飲酒礼において、（彼らが主催せず、郡の長官の）大守や（国）宰相がその礼を主催するのを補佐するよななものだ。

【疏（注に対する）】（十八葉表五行）

○正義曰、鄭知此經所說、是黨正正齒位者、以儀禮鄉飲酒之篇、無正齒位之禮、今此云、六十者坐、五十者立侍、故知是黨正正齒位之禮。此謂初飲酒之時正齒位、及其禮末、皆以醉爲度。雜記云、一國之人皆若狂、是也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、鄭、此の經の説く所、是れ党正の齒位を正すを知れるは、儀礼鄉飲酒の篇、齒位を正すの礼無きに、今此に「六十なる者坐し、五十なる者立ちて侍る」と云ふを以て、故に是れ党正齒位を正すの礼なるを知る。此れ初めて酒を飲むの時齒位を正すを謂ふ。其の礼末に及びては、皆な醉を以て度と為す。雜記に云ふ、「一国の人皆な狂えるが若し」と①、是れなり。

①『礼記』雜記下 43-7b 「子貢觀於蜡。孔子曰、賜也樂乎。對曰、一國之人皆若狂。賜未知其樂也。」注 765 「蜡也者、索也。歲十二月、合聚萬物、而索饗之祭也。國索鬼神而祭祀、則黨正以禮屬民、而飲酒于序、以正齒位。於是時、民無不醉者、如狂矣」 參照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この經文で説いているのが、『儀礼』の鄉飲酒礼ではなく、『周禮』に見える) 党正が齒位(=年齢による序列)を正す(礼である)ことを、なぜ鄭玄がわかったのかと言えば、『儀礼』鄉飲酒礼の篇には、齒位を正す礼が無く、今この經文で「六十

なる者は坐し、五十なる者は立つて仕える」と言うことから、これが党正の齒位を正す礼であることがわかったのだ。これは酒を飲む最初の時に齒位を正すことを言つたもので、この礼の末尾に及んでは、皆な酔うために酒を飲むのだ。(『礼記』 雜記篇に、「一国人が皆な(酔つて)狂つたような状態だ」とあるのが、これに当たる。)

【疏（注に対する）】（十八葉表七行）

云其鄉射、則州長春秋以禮會民、而射于州序之禮也者、此則州長職文、引之者、證經中之鄉射也。云謂之鄉者、州黨、鄉之屬也者、既 是州長黨正射飲、而並謂之鄉者、以州黨屬鄉、故云鄉之屬也。云或則鄉之所居州黨者、鄭更云別解、此州黨謂之鄉、鄉之所居、此州黨行飲酒射之禮、鄉大夫則代此州長黨正爲主人、故得稱鄉射鄉飲酒也。

若鄉之州黨、鄉所不居、則鄉大夫不得爲主人、亦不得稱鄉射鄉飲酒、但謂之州射黨正飲酒可也。

〔書き下し文〕

「其の鄉射は、則ち州長春秋に礼を以て民を会して、州序に射するの礼なり」と云ふは①、此れは則ち州長職の文、之を引くは、經中の鄉射を証するなり。「之を鄉と謂ふは、州党は、鄉の属なればなり」と云ふは、既に是れ州長党正の射飲にして、並びに之を鄉と謂ふは、州党の鄉に属するを以て、故に「鄉の属なり」と云ふなり。
「或は則ち鄉の居る所の州党」と云ふは、鄭更に別解を云ふ。此の州党之を鄉と謂ふは、鄉の居る所、此の州党飲酒射の礼を行はば、

郷大夫は則ち此の州長党正に代はりて主人となる、故に得て郷射郷飲酒と称するなり。若し郷の州党にして、郷の居らざる所なれば、則ち郷大夫主人と為るを得ず、亦た郷射郷飲酒と称するを得ずして、但だ之を州射党正の飲酒と謂ひて可なり。

①以下の議論については、『鄭目録』の郷射礼（『儀礼』郷射礼題疏11-1a3引く）「州長春秋以禮會民而射於州序之禮、謂之鄉者、州、鄉之屬。郷大夫或在焉、不改其禮。」および『儀礼』郷射礼1-1b「郷射之禮、主人戒賓」注1b4「主人、州長也。郷大夫若在焉、則稱郷大夫也」参照。

【現代語訳】

「ここでの郷射は、州長が春と秋とに礼によつて民を会同させ、州序で射する礼のことだ」と言うのは、これは（『周礼』）州長職の文であり、これを引用するのは、経中の郷射（が何であるのか）を証するためである。「これを郷（射・飲酒）と言うのは、州や党が、郷の所属（の行政単位）だからである」と言うのは、これが州長の射、党正の飲酒であるのに、いずれも「郷」と名付けているのは、州や党が郷に所属するからであつて、それ故に「郷の所属だからだ」と言つてゐるのだ。「或は郷の（長官の）所在地である州や党のこと」と言うのは、鄭玄が更に別解を言つたものだ。ここで州党のことを郷と言つているのは、郷の（長官の）所在地で、この州の射礼、党の飲酒の礼を行うならば、（郷の長官たる）郷大夫はこの州長や党正に代わつて礼の主催者となるのだ。だから郷射・郷飲酒と称することになるのだ。もし郷内の州党であつて、郷の（長官の）所在

地でないならば、郷大夫が礼の主催者とはできず、また（これを）郷射・郷飲酒と称することもできず、ただこれを州の射、党正の飲酒と言うことができるだけだ。

【疏（注に対する・つづき）】（十八葉裏一行）

云如今郡國下令長於郷射飲酒者、謂郡治之下、及王侯有國治之下、滿萬戸以上之令、不滿萬戸之長、於己縣或射或飲酒、則從郡之大守及王國之相、來自行禮、監臨之儀①、不用令長禮也。令長射而飲酒、似州長黨正也。太守與相來監臨、似郷大夫監臨也、故引以相證也。

①原文「相監臨之儀」。『校勘記』の段玉裁校に従い「相」字

を削る。

【書き下し文】

「今の郡国下の令長の郷射飲酒に於けるが如し」と云ふは、謂ふところは郡治の下、及び王侯有國治の下、万戸に満つる以上の令、万戸に満たざるの長①、己が県に於て或は射し或は飲酒すれば、則ち郡の大守及び王国の相の、来りて自ら礼を行ひて、之が儀を監臨するに従い、令長の礼を用ひざるなり。令長の射して飲酒するは、州長党正に似たり。太守と相と来りて監臨するは、郷大夫の監臨するに似たり、故に引きて以て相ひ証するなり。

①『漢書』百官公卿表上「縣令、長、皆秦官、掌治其縣。萬戸以上爲令、秩千石至六百石。減萬戸爲長、秩五百石至三百石」参照。

【現代語訳】

「今の郡や国の下において令長が鄉射飲酒を行うのと同じようなものだ」と言うのは、郡治の下（にある県や）、王侯の治めている国（下）にある県で、一万戸以上の（県の長官たる）令や、一万戸未満の（県の長官たる）長は、自分の（治める）県において射礼を行つたり、飲酒の礼を行つたりする場合、郡の大守や王国の宰相がやつてきて自ら礼をとり行なつて、その儀式に臨み監督するのに従うのであって、（県の長官としての）令長の礼を用いないの（と同じようなものであること）を言つたものだ。令長が射して飲酒するのは、州長（が射し）・党正（が飲酒するの）に似ており、太守と宰相がやつてきて（礼に）臨み監督するのは、郷大夫が臨み監督するのに似ている。だから引用して証拠としたのだ。

【疏】（十七葉裏五行）

○正義曰、此明黨正飲酒、正齒位之事。六十者坐、五十者立侍者、按鄉飲酒禮、賓賢能、則用處士爲賓、其次爲介、其次爲衆賓、皆以年少者爲之。此正齒位之禮、其賓介等、皆用年老者爲之、其餘爲衆賓。賓內年六十以上、於堂上、於賓席之西、南面坐。若不盡、則於介席之北、東面北上。其五十者、則立於西階下、東面北上、示有陪侍之義。非即在六十者傍、同南面立也。○以聽政役者、所以立於階下、示其聽受六十以上政事役使也。所以明尊長也者、言欲明尊敬六十之長老、故立而聽政役。

○正義に曰く、此れ党正飲酒して、齒位を正すの事を明らかにす

るなり①。「六十なる者坐し、五十なる者立ちて侍る」とは、按ずるに鄉飲酒礼、賢能を賓すれば②、則ち處士を用て賓と為し、其の次を介と為し、其の次を衆賓と為し、皆年少者を以て之を為す③。此れ齒位を正すの礼、其の賓介等、皆年老者を用て之を為し、其の余を衆賓と為す。賓内の年六十以上は、堂上に於て、賓席の西に於て、南面して坐す。若し尽くさざれば、則ち介席の北に於て、東面して北を上とす④。其の五十なる者は、則ち西階の下に立ち、東面して北を上とし⑤、陪侍の義有るを示す。即きて六十なる者の傍に在り、同じく南面して立つには非ず。○「以て政役を聽く」とは、「長を尊ぶを明らかにする所以なり」とは、「言ふこころは六十の長老を尊敬するを明らかにせんと欲す、故に立ちて政役を聽くなり」。

① 党正飲酒については、『周礼』地官・党正 12-9a 「國索鬼神而祭祀、則以禮屬民、而飲酒于序、以正齒位」参照。その注 9a4 でも「正齒位者、鄉飲酒義所謂六十者坐、五十者立侍、六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、是也」と、こが引かれている。

② 『儀礼』の鄉飲酒礼が賢能を賓するものであることにについては、その題疏 8-1a3 引く『鄭目録』の「諸侯之鄉大夫、三年大比、獻賢者能者於其君、以禮賓之、與之飲酒」参照。

③ 『儀礼』鄉飲酒礼「主人就先生而謀賓介」注 8-1b5 「賓介、處士賢者。」： 1b9 賢者為賓、其次為介、又其次為衆賓、而與之飲酒」参照。

(4) 賓席、介席の位置と向きについては、『儀礼』郷飲酒礼 8-4a

「乃席賓主人介」注 489 「賓席、牖前南面。主人席、阼階上西面。介席、西階上東面」参照。

⑤『儀礼』郷飲酒記 10-11b 「立者、東面北上」参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「これは党正が飲酒（を主催）して、歯位（年齢による序列）を正す事について明らかにしたものだ。「六十の者は坐り、五十の者は立つて仕える」とは、思うに（『儀礼』の）郷飲酒禮で、賢者能者をもてなす場合は、処士（の最優秀者）を賓とし、その次を介とし、その次を衆賓とし、いざれも年少者を当てている。（一方）ここは歯位を正す礼であつて、その賓介等には、皆な年老者を当てて、その余を衆賓としている。賓内の年六十以上の者は、

堂上で、賓席の西側に、南面して坐る。もし席が足りない場合は、介席の北側に、東面して北側を上位とする。五十代の参加者は、西階の下に立つて、東面して北側を上位とし、（そのことによつて）侍り仕える義を示すのだ。年六十以上の者の傍に就いて、同じく南面して立つわけではない。○「そうして政役を聞くのだ」とは、（五代のものが）階下に立つ理由は、その年六十以上の政事役使（=さまざまな命令）を聞き受けるのを示すがためだ。「年長者を尊ぶということを明らかにするためなのだ」とは、年六十以上の長老を尊敬するのを明らかにしようとして、それ故に立つて政役を聞くということを言ったものだ。

【疏】(つづき) (十七葉裏九行)

以六十者三豆至九十者六豆者、以其每十年加一豆非正禮、故不得爲籩豆偶也。其五十者亦有豆也、但二豆而已、則郷飲酒禮、衆賓立於堂下者、皆二豆。其賓介之豆、無正文、當依衆賓之年而加之也。○所以明養老也、豆是供養之物、所以明養老。立侍是陪侍之儀、故云明尊長也。○而后乃能入孝弟者、人若知尊長養老、則能入孝弟之行也。民入孝弟、謂入門而能行孝弟。○出尊長養老者、謂出門而能尊長養老也。○合諸鄉射、教之郷飲酒之禮、而孝弟之行立矣者、諸、於也。謂春秋二時、聚合其民於州長鄉射之禮。以教之郷飲酒之禮、謂十月黨正飲酒、是教之郷飲酒之禮。既州長教射、黨正教飲酒、則民知尊長養老、故孝弟之行、以此而成立也。

〔書き下し文〕

「六十なる者三豆」より以て「九十なる者六豆」に至るは、其の十年毎に一豆を加ふるは正礼に非ざるを以て、故に籩豆の偶なる①を為すを得ざるなり。其の五十なる者も亦た豆有るも、但だ二豆のみなるは、則ち郷飲酒禮、衆賓の堂下に立つ者、皆な二豆なればなり②。其の賓介の豆は、正文無し。當に衆賓の年に依りて之を加ふべし。○「老を養ふを明らかにする所以なり」とは、豆は是れ供養の物、老を養ふを明らかにする所以なり。立ちて侍るは、是れ陪侍の儀、故に「長を尊ぶを明らかにす」と云ふなり。○「而る後に乃ち能く入りては孝弟たり」とは、人若し長を尊び老を養ふを知れば、則ち能く入りて孝弟の行あるなり。「民入りては孝弟たり」とは、門に入りて能く孝弟を行ふを謂ふなり。○「出でては長を尊び老を

養ふ」とは、門を出でて能く長を尊び老を養ふを謂ふなり。○「諸を鄉射に合し、之に鄉飲酒の礼を教へて、孝弟の行立」⁽¹⁾とは、諸は於なり。春秋二時、其の民を州長鄉射の礼に聚合するを謂ふ⁽³⁾。以て之に鄉飲酒の礼を教ふは、十月党正飲酒を謂ふ⁽⁴⁾、是れ之に鄉飲酒の礼を教ふるなり。既に州長射を教へ、党正飲酒を教ふれば、則ち民、長を尊び老を養ふを知る、故に孝弟の行、此を以て成立するなり。

①『礼記』郊特牲 25-9a/26-12b 「鼎俎奇而籩豆偶、陰陽之義也」 参照。

②『儀礼』鄉飲酒礼 9-6a 「衆賓之長升拜受者三人」(→他の衆賓は堂下で受ける) および同 9-6b で「衆賓辯有脯醢」注 6b4 「亦每獻薦於其位、位在下。今文辯皆作徧」とあることから、堂下の衆賓にも「脯醢」があることが知られるから、彼らにも「一」豆(「脯」の「籩」と「醢」の「豆」)がある」とがわかる。

③『周礼』地官・州長 12-6b 「春秋以禮會民、而射于州序」 参照。

④『周礼』地官・党正 12-9a 「國索鬼神而祭祀、則以禮屬民、而飲酒于序、以正齒位。」注 9a3 「國索鬼神而祭祀、謂歲十二月、大蜡之時、建亥之月也。正齒位者、鄉飲酒義所謂六十者坐、五十者立侍。六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、是也」 参照。(い)「十月」とあるのは、周正の十二月を夏正で示したもの。『儀礼』鄉飲酒礼 「主人就先生而

謀賓介」注 8-1b10 に漢代の飲酒礼に言及して「今郡國十月行此飲酒禮、以黨正每歲邦索鬼神而祭祀、則以禮屬民、而飲酒于序、以正治謂(→齒位)之說」とあるのに合わせたものか。

〔現代語訳〕

「六十なる者三豆」から「九十なる者六豆」に至るまでについて、年齢が十年加わるごとに豆(たかひき)を一つ増やすというのは正式の礼ではないので、それ故に「籩豆(の数)は偶数である」という規定を満たしていないのだ。五十代の者にも豆が有るが、ただ二豆だけではあるのは、鄉飲酒礼において、衆賓で堂下に立つ者が、みな二豆であるから(同じく堂下に立つ五十代の者も一豆なの)である。この(歯位を正す礼における)賓と介との豆数については、礼の正文が無いが、衆賓の年(に応じた豆数)を基準としてそこに豆数を増したのである。○「老者を養う」とを明らかにするためなのだ」とは、豆は供え養うための物であるから、(年齢によつてその数を増やすことは、この礼が)老者を養うものである、とを明らかにするためである(い)になるのだ。(他方)立つてお仕えするというのは、「尊者に」そば近く仕える作法であるから、(いちらは)「年長者を尊ぶ」とを明らかにする(ためだ)と言われるのだ。○「かくして後に(門内に)入つて(家にあつて)は孝弟となることができるのだ」いは、人がもし年長者を尊ぶといふ、老者を養うことを知れば、(門内に)入つて(家にあつて)は孝弟の行いができるようになる(い)ことだ。「民衆が(門内に)入つて(家にあつて)は孝弟である」とは、門内に入つて(家にあつては)

孝弟（の行い）を行うことを言つたものだ。○「出でて（家外にあつて）は年長者を尊び老者を養う」とは、門を出でて（家外にあつては）年長者を尊び老者を養ふことができると言つたものだ。

○「諸（これ）を郷射に合同させ、民衆に郷飲酒の礼を教えて、孝弟の行が成り立つのだ」とは、「諸」は「於」の意味。春秋の二つの季節に、（州の）民衆を州長（の主催する）郷射の礼に集合させる」とを言うのだ。民衆に郷飲酒の礼を教えるというは、（夏正の）十月（＝周正の十二月）に党正が（民衆に）酒を飲ませることを言うのだ。これが「民衆に郷飲酒の礼を教える」ということだ。州長が射を教えて、さらに党正が飲酒を教えれば、民衆は、年長者を尊び老者を養うことを理解するのだ。だから孝弟の行いが、このことによつて成立することになるのだ。

【經】（十八葉裏三行）

孔子曰、吾觀於鄉、而知王道之易易也。

【書き下し文】

孔子曰く、吾れ郷を観て、王道の易易たるを知る、と①。

①この節の末尾(21a10)までを孔子言と見ることもできるが、ここでは以下をこの孔子言に対する敷衍であるとして解した。

【現代語訳】

孔子は言われた。「わたしは郷飲酒の礼を観て、王道が容易なものであることを知つた」と。

【注】（十八葉裏四行）

郷、郷飲酒也。易易、謂教化之本、尊賢尚齒而已。

【書き下し文】

郷は、郷飲酒なり。易易は、教化の本、賢を尊び齒を尚ぶのみなるを謂ふ。

【現代語訳】

（經文の）「郷」は、郷飲酒（の礼）のこと。「易易」は（容易ということで）、教化の根本は、賢者を尊び年長者を尚ぶことにこそあることを言つたものだ。

【疏】（十八葉裏五行）

○正義曰、謂孔子先觀郷飲酒之禮、而稱知王道之易易、故記者引之、結成郷飲酒之義。○吾觀於郷者、郷、謂郷飲酒。言我觀看郷飲酒之禮、有尊賢尚齒之法、則知王者教化之道、其事甚易、以尊賢尚齒爲教化之本故也。不直云易而云易易者、取其簡易之義、故重言易易、猶若尚書王道蕩蕩、王道平平、皆重言取其語順故也。

【書き下し文】

○正義に曰く、謂ふこころは孔子先ず郷飲酒の礼を観て、王道の易易たるを知ると称す。故に記者之を引き、郷飲酒の義を結成す。○「吾れ郷を観る」とは、郷は、郷飲酒を謂ふ。言ふこころは我れ郷飲酒の礼を観看するに、賢を尊び齒を尚ぶの法有れば、則ち王者教化の道、其の事甚だ易きを知るは、賢を尊び齒を尚ぶを以て教化の本と為すが故なり。直だ「易」と云はずに「易易」と云ふは、其の

簡易の義に取る。故に重ねて「易易」と言ふこと、猶ほ『尚書』の「王道蕩蕩」、「王道平平」の若く①、皆な重ねて言ひて其の語の順なるを取るが故なり。

①『尚書』洪範 12-14a 「無偏無黨、王道蕩蕩。無黨無偏、王道平平」参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「（ここ）では」孔子が先に郷飲酒の礼を観て、王道が容易であることを知つたと語つたことを言つてゐる。だから記の作者はこれを引用して、郷飲酒の義について締め括つたのだ。○「わたしは郷を観て」とは、「郷」は、郷飲酒（の礼）を言う。ここで言つているのは、わたしは郷飲酒の礼を観て、そこには賢を尊び年長者を尚ぶというきまりが有（るのを知）り、そして王者の教化の道について、その事業が非常に容易であることを知つたという（ことである）が、（それは）賢を尊び年長者を尚ぶことを教化の根本であると考えるがためである。（ここ）で）ただ「易」と言わずに「易易」と（重ねて）言うのは、それが非常に容易であることを示したものだ。だから重ねて「易易」と言つたのであり、これは『尚書』の「王道蕩蕩」や「王道平平」と同じで、いずれも（語を）重ねて言つてより適切な表現を取るうとしたがためのものなのだ。

〔書き下し文〕

主人が親ら賓及び介を速（まね）きて、衆賓自ら之に従ひ、門外に至りては、主人、賓及び介に拝して、衆賓自ら入るは、貴賤の義別するなり。

〔現代語訳〕

主人が親ら（出向いて）賓及び介を招くのに対して、衆賓は（主人の出招きがなく）自ら賓介に従うとのと、門外に至つて（門に入る際に）、主人が賓及び介に拝するのに対して、衆賓は（主人の拝がなく）自ら門に入るというのは、貴賤の義を明らかにするものである。

〔注〕（十八葉裏九行）

速、謂即家召之。別、猶明也。

〔書き下し文〕

速は、家に即きて之を召くを謂ふ①。別は、猶ほ明の「」とし。

①『儀礼』郷飲酒礼 8-5b 「主人速賓」注 58 「速、召也」参照。

〔現代語訳〕

「速」は、（賓介の）家に行つて賓介を招く」とを言う。「別」は、「明」というほどの意味。

〔疏〕（十八葉裏十行）

○正義曰、此一經明郷飲酒之禮、主人待賓之異、明貴賤之別也。○衆賓自從之者、主人親自速賓并往速介、而衆賓不須往速、自從賓介自入。貴賤之義別矣。

〔經〕（十八葉裏七行）

主人親速賓及介、而衆賓自從之。至于門外、主人拜賓及介、而衆賓

而來也。○而衆賓自入者、謂賓介至門、主人拜賓及介、而衆賓不須拜、自入門。是賓介貴於衆賓、貴賤之義別矣。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の一經、鄉飲酒の礼、主人待賓の異は、貴賤の別を明らかにするを明らかにするなり。○「衆賓自ら之に従ふ」とは、主人親自（みずか）ら賓を速き並びに往きて介を速くも、衆賓には往きて速くを須ひず、自ら賓介に従ひて來たるなり①。○「而して衆賓自ら入る」とは、賓介門に至りて、主人、賓及び介に拝して、衆賓には拝を須ひず、自ら門に入るを謂ふ②。是れ賓介は衆賓より貴くして、貴賤の義別るなり。

①『儀礼』鄉飲酒礼 8-5b 「主人速賓、：介亦如之。賓及衆賓皆從之。」注 6b3 「從、猶隨也。言及衆賓、介亦在其中矣」参考照。
 ②『儀礼』鄉飲酒礼 8-6a 「主人一相迎于門外、再拜賓。賓答拜。拜介。介答拜。揖衆賓。主人揖先入。賓厭介入門左。介厭衆賓入。衆賓皆入門左、北上」 参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一經は、鄉飲酒の礼において、主人の待遇の差は、貴賤の区別を明らかにしたものであることを明らかにしたものだ。○「衆賓は自らこれに従う」というのは、主人は自ら（出向いて）賓を招き、また（自ら）出向いて介を招くが、衆賓には（自ら）出向いて招くことをせず、（衆賓は）自ら賓介に従つて（主人のところへ）來るといふことだ。「そうして衆賓は自ら入る」というの

は、賓介が（主人宅の）門に至ると、主人は賓及び介に拝するのに對して、衆賓には拝することをせず、（衆賓が）自ら門に入る」とを言つてゐる。これは賓介は衆賓より貴いということであり、（）うすることによつて）貴賤の義が明らかになるのだ。

【經】（十九葉表三行）

三揖至于階、三讓以賓升、拜至、獻酬、辭讓之節繁。及介省矣。至于衆賓、升受、坐祭、立飲、不酢而降、隆殺之義辨①矣。

①原文「別」。注の「辨、猶別也」および疏での引用 19b9、下文 21a7 の「隆殺辨」により「辨」に改める。

〔書き下し文〕

三揖して階に至り、三讓して賓と升り①、至るを拝して、獻酬す②。辭讓の節繁し。介に及びては省きたり③。衆賓に至りては、升りて受け、坐して祭り、立ちて飲み、酔せざして降る④。隆殺の義辨れたり。

①「以」を「與」に読む。『廣雅』釈詁三参照。

②『儀礼』鄉飲酒礼 8-7a 「主人與賓三揖、至於階、三讓。主人升、賓升。主人阼階上、當楣北面再拜。賓西階上、當楣北面答拜」参照。「三揖」についてはその注 7a5 に「三揖者、將進揖、當陳揖、當碑揖」とある。ここに見える「陳」については『爾雅』釈名 5-6a 「堂途謂之陳」注 6a10 「堂下至門徑也」参照。

③たとえば『儀礼』鄉飲酒礼 9-3b 「介辭洗如賓禮、升不拜洗」

注3b10「介禮殺也」、同9-4b「折俎祭如賓禮、不噴肺、不啐酒、不告旨」注4b4「不噴啐、下賓」、同9-4b「介揖讓升、授主人爵于兩楹之間。介西階上立。主人實爵」注5a1「介不自酌、下賓」参照。

④『儀礼』鄉飲酒礼9-6a 「衆賓之長升拜受者三人、主人拜送。

坐祭、立飲、不拜既爵。授主人爵、降復位。衆賓獻、則不拜

受爵、坐祭、立飲。每一人獻、則薦諸其席。衆賓辯有脯醢」

参照。

〔現代語訳〕

(賓に対する場合、主人は)三たび揖して階に至り、三たび譲つて賓と(堂に)升り、(賓の)至るを拝して、獻酬するというように、その辭讓の儀節は繁多である。介の場合は(部分的に儀節を)省略する。衆賓に至つては、(衆賓自ら堂に)升つて(さかづきを)受け、坐して(酒を)祭り、立つて飲み、酢(かえし)をせずに(堂を)降る。(これは尊卑によつて)隆殺(すること)の義を明らかにするものである。

【注】(十九葉表五行)

繁、猶盛也。小減曰省。辨、猶別也。尊者禮隆、卑者禮殺、尊卑別也。

〔書き下し文〕

繁は猶ほ盛の「**ジ**」とし。小しく減ずるを省と曰ふ。辨は猶ほ別の「**ゴ**」とし。尊者の礼は隆く、卑者の礼は殺(そ)ぐは、尊卑の別なり。

〔現代語訳〕

「繁」は「盛」(さかん)というほどの意味。小しく減ずることを「省」と言うのだ。「辨」は「別」というほどの意味。尊者の礼は隆盛で、卑者の礼は省略するというのは、尊卑の別を示すものだ。

【疏】(十九葉表六行)

○正義曰、此明主人於賓介禮隆殺分別也。○拜至、獻酬、辭讓之節繁者、主人於賓、三揖三讓、拜其來至、又酌酒獻賓、賓酢主人、主人又酌而自飲以酬賓、是辭讓之節、其數繁多也。○及介省矣者、案鄉飲酒、介酢主人則止、主人不酬①介也、是及介省矣。○至于衆賓、升受、坐祭、立飲、立飲、不酢主人、而降西階東面也。○隆殺之義辨矣者、於賓禮隆、衆賓禮殺、是隆殺之義別也。

①原文は「酢」。足利本・景潘本に従い「酬」に改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此れ主人、賓介の礼に於て隆殺分別あるを明らかにするなり。○「至るを拝し、獻酬す、辭讓の節繁し」とは、主人、賓に於て、三揖三讓し、其の來至に拝し、又た酒を酌みて賓に献じ、賓も主人に酢し、主人又た酌みて自ら飲みて以て賓に酬す。是れ辭讓の節、其の数繁多なり。○「介に及びては省きたり」とは、案ずるに鄉飲酒、介、主人に酢すれば則ち止み、主人、介に酬せざるなり①。是れ介に及びては省きたるなり。○「衆賓に至りては、升りて受け、坐して祭り、立ちて飲み、酢せざして降る」とは、案する

に郷飲酒の礼、主人、衆賓に献ずるに、西階の上に于て爵を受け②、坐して祭り、立ちて飲み、主人に酔せずして、西階を降りて東面するなり③。○「隆殺の義辨れたり」とは、賓礼に於て隆く、衆賓の礼は殺ぐ、是れ隆殺の義別れたるなり。

- ①『儀礼』郷飲酒礼においては主人酬賓の礼はあるが、主人酬介の礼はない。

②『儀礼』郷飲酒礼^{6-5b} 「主人揖升、坐取爵於西楹下。降洗、

升實爵、於西階上獻衆賓」 参照。

- ③ここで東面することについては、『儀礼』郷飲酒礼（記）10-1b 「立者東面北上」 疏 11b8 「此謂堂下立者」 参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、これは主人が、賓介に対する礼において隆殺の区別があるのを明らかにしたものである。○「(賓が)至るのを拝し、献酬するが、その辞讓の儀節は繁多である」とは、主人は、賓に対しても、三たび揖し三たび譲つて、賓が来たり至つたのに拝し、又た酒を酌んで賓に献じ、賓も主人に酔し、主人はさらにもた酌んで自ら飲んでそうして賓に酬する。これが辞讓の儀節について、その数が繁多であるということだ。○「介に及んでは省略する」とは、思うに（『儀礼』）郷飲酒礼では、介が主人に酔すれば、そこで（献酬の礼が）終わつて、主人は介に酬することはしない。これが「介に及んでは省略する」ということだ。○「衆賓に至つては、升つて受け、坐して祭り、立つて飲み、酔せずして降る」とは、思うに（『儀礼』）郷飲酒礼では、主人が衆賓に献ずるのに、（衆賓は）西階の

上で爵を受け、坐して（酒を）祭り、立つて飲み、主人に酔しないで、西階を降りて東面して立つ（のを言ったもの）のだ。○「隆殺の義を明らかにする」とは、賓に対する礼は隆盛で、衆賓に対する礼は省略するというのが（貴賤によって礼の儀節を）隆殺することの義を明らかにすることだ。

【經】（十九葉表十行）

工入升歌三終、主人獻之。笙入三終、主人獻之。間歌三終、合樂三終、工告樂備、遂出。一人揚解、乃立司正焉。知其能和樂而不流也。

〔書き下し文〕

工入りて升り歌ふこと三たびにして終り、主人之に献ず。笙入りて三たびにして終り、主人之に献ず。間（かわるがわ）る歌ふこと三たびにして終り、合樂すること三たびにして終り、工、樂の備はるを告げて、遂に出ず。一人解を揚げ、乃ち司正を立つ①。其の能く和樂して流れざるを知るなり。

①『儀礼』郷飲酒礼では、「一人解を挙げて旅酬の端をひらく儀」が「樂を奏する儀」の前に記されており、奏樂の儀の終わつた後、旅酬に先立つて司正を立てることになつてゐる。

この部分の記載との齟齬について、孫希旦『礼記集解』は「一人舉解在升歌之前、立司正在樂備之後、而謂一人舉解、乃立司正者、蓋立司正爲將旅酬、而一人舉解乃旅酬之始、二事相因故也」と言うが、この篇の作者の考える飲酒礼が細部において『儀礼』郷飲酒礼と異なつていた可能性もあるう。

〔現代語訳〕

(樂) 工が入つて（堂に）升つて歌い、三たび歌い終えると、主人はこれに獻する。笙が入つて（堂下で）三たび演奏し終ると、主人はこれに獻する。（堂上と堂下で）かわるがわる歌つて（演奏し）、三たび歌い演奏し終ると、（今度は堂上と堂下で）ともに演奏し、三たび演奏し終ると、工（樂正）は樂が備わつたことを告げて、そうして（堂を）降りていく。（樂が終わつたので、旅酬の端をひらくために）一人が譯（さかずき）を揚げ、そこで（旅酬を監督する）司正を立てる。（ここから）鄉飲酒礼が十分に和樂するものでありながら淫に流れ（て礼を失わ）ないものであることがわかるのだ。

【注】（十九葉裏三行）

工、謂樂正也。樂正既告備而降。言遂出者、自此至去不復升也。流、猶失禮也。立司正以正禮、則禮不失可知。一人或爲二人。

〔書き下し文〕

工は樂正を謂ふ①。樂正既に備はるるを告げて降る。「遂に出ず」と言ふは、此れ自り去るに至るまで復た升らざるなり②。流は猶ほ失礼のことし。司正を立てて以て礼を正さば、則ち礼失はれざること知るべし。一人或は二人に為る③。

①『儀礼』郷飲酒礼 9-8b 「樂正先升、立于西階東。工入升自西階、北面坐」注 9a1 「正、長也」疏 9a1 「案周禮有大司樂・樂師、天子之官。此樂正者、諸侯及大夫士之官、當天子大司

樂」参照。ただし、この注は冒頭の「工」に付けられたものではなく、「工告樂備」の「工」に対するものであろう。

②『儀礼』郷飲酒礼 9-15a 「樂正告于賓、乃降」注 15a2 「降立西階東北面」よりすれば樂正は堂から降りた後、西階の東に立つて、この後の樂を司るものと理解されている。

③無算爵の始めにおいては二人が譯を擧げるが（『儀礼』郷飲酒礼 10-2b 「使二人舉譯於賓介」）、ここは旅酬の始めの記述のはずである。

〔現代語訳〕

「工」は樂正のことを言う。樂正は既に樂が備わつたことを告げて（堂を）降る。「遂に出ず」と言うのは、これより（門外に）立ち去るまでふたたび（堂に）升らないということ（で門外に出るということではない）だ。「流」は「礼を失う」というほどの意味。司正を立てて礼を正すのであれば、礼が失はれることがないとわかるのだ。「一人」は他のテキストでは「二人」を作つてある。

【疏】（十九葉裏四行）

○正義曰、此一節論郷飲酒設樂、樂賓罷、則以禮正之、不至流邪之事也。○工入升歌三終者、謂升堂歌鹿鳴四牡皇者華、每一篇而一終也。○主人獻之、笙入三終者、謂吹笙之人入、於堂下奏南陔白華華黍、每一篇一終也。○主人獻之者、謂獻笙人①也。

①原文は「入」。足利本・景潘本に従い「人」に改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の一節、郷飲酒の樂を設け、賓を楽ましむること罷めば、則ち礼を以て之を正し、流邪に至らざるの事を論す。○「工入り升りて歌ふこと三終す」とは、堂に升り鹿鳴、四牡、皇皇者華を歌ひ、一篇毎に一終するを謂ふ①。○「主人之に献じ、笙入りて三終す」とは、笙を吹くの人入りて、堂下に於て南陔、白華、華黍を奏じ、一篇毎に一終するを謂ふ②。○「主人之に献ず」とは、笙人に献ずるを謂ふ。

①『儀礼』郷飲酒礼 9.9a 「工入升自西階、北面坐。：工歌鹿鳴・四牡・皇皇者華。卒歌。主人獻工」参照。

②『儀礼』郷飲酒礼 9.11a 「笙入、堂下磬南、北面立、樂南陔・白華・華黍。主人獻之于西階上。」注 112 「笙、吹笙者也。

以笙吹此詩、以爲樂也」参照。なお、南陔、白華、華黍の三篇の詩は亡んで伝わらない。『毛詩』小雅毛序 9.4.10b 「南陔、孝子相戒以養也。白華、孝子之絜白也。華黍、時和歲豐、宜黍稷也。有其義、而亡其辭」の鄭箋 10.10 「此三篇者、郷飲酒礼用焉。曰、笙入、立于縣中、奏南陔白華華黍、是也。孔子論詩、雅頌各得其所、時俱在耳。篇第當在於此。遭戰國及秦之世而亡之、其義則與衆篇之義合編、故存。至毛公爲詁訓傳、乃分衆篇之義、各置於其篇端。云又闕其亡者、以見在為數、故推改什首遂通耳。而下、非孔子之舊」参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節は、郷飲酒礼で樂を設けるが、（樂で）賓を樂しませることが終わると、礼によつて場を正し、淫邪に至るこ

とがないことを論じたものだ。○「樂工が入り升つて歌うこと三たびにして終る」とは、（樂工が）堂に升つて（小雅の）鹿鳴、四牡、皇皇者華を歌つて、一篇毎に一終（すると数えて三篇で三終）することを言つたものだ。○「主人がこれに献じ、笙が入つて三たびにして終る」とは、笙を吹く人が入つて、堂下において（小雅の）南陔、白華、華黍を演奏し、一篇毎に一終（すると数えて三篇で三終）することを言つたものだ。○「主人がこれに献ず」とは、笙人に献ずることを言つたものだ。

献ずることを言うのだ。

【疏（つづき）】（十九葉裏六行）

○間歌三終者、間、代也。謂笙歌已竟、而堂上與堂下、更代而作也。

堂上人先歌魚麗、則堂下笙由庚、此爲一終。又堂上歌南山有臺、則堂下笙由儀、此爲三終也。此皆郷飲酒之文、故鄭注郷飲酒云、間、代也。謂一歌則一吹也。魚麗、言大平年豐物多也。此采其物多酒旨、所以優賓也。○南有嘉魚、言大平君子有酒、樂與賢者共之也。此采其能以禮下賢者、賢者彙蔓而歸之、與之燕樂也。南山有臺、言大平之治、以賢者爲本。此采其愛友賢者、爲邦家之基、民之父母、既欲其身之壽考、又欲其名德之長也。由庚崇丘由儀今亡、其義未聞也。

〔書き下し文〕

○「間歌三終す」とは、間は、代なり。笙歌已に竟（おは）り、堂上と堂下と、更代して作（おこ）る謂ふなり。堂上の人先ず魚麗を歌はば、則ち堂下に由庚を笙す、此れ一終たり。又た堂上に南有嘉

魚を歌はば、則ち堂下に笙丘を笙す、此れ一終たり。又た堂上に南山有台を歌はば、則ち堂下に由儀を笙す、此れ三終たり①。此れ皆な郷飲酒の文、故に鄭、郷飲酒に注して云ふ②、「間は、代なり。」

一たび歌はば則ち一たび吹くを謂ふ。魚麗は、大平にして年（みのり）豊に物多きを言ふ③。此れ其の物多く酒の旨きは、賓を優する所以なるに采る④。○南有嘉魚は、大平にして君子に酒有り、賢者と之を共にするを楽しむを言ふ⑤。此れ其の能く礼を以て賢者に下り、賢者彙蔓して之に帰し、之と燕樂するに采る⑥。南山有台は、大平の治、賢者を以て本と為すを言ふ⑦。此れ其の賢者を愛友するは、邦家の基たりて、民の父母、既に其の身の寿考たるを欲し、又た其の名徳の長からんことを欲するに采る⑧。由庚、崇丘、由儀、今亡ぶ。其の義未だ聞かざるなり⑨」と。

①『儀礼』郷飲酒礼9-12a「乃閒歌魚麗、笙由庚。歌南有嘉魚、笙崇丘。歌南山有臺、笙由儀。」

②以下は、上の①に対する鄭注 12a7「閒、代也。謂一歌則一

吹。六者、皆小雅篇也。魚麗、言大平年豐物多也。此采其物多酒旨、所以優賓也。南有嘉魚、言大平君子有酒樂、與賢者共之也。此采其能以禮下賢者、賢者彙蔓而歸之、與之燕樂也。

南山有臺、言大平之治、以賢者為本。此采其愛友賢者、為邦家之基、民之父母、既欲其身之壽考、又欲其名徳之長也。由庚、崇丘、由儀今亡、其義未聞」を節引したもの。

③『毛詩』小雅・毛序9-4-7b「魚麗、美萬物盛多、能備禮也。文武以天保以上治内、采薇以下治外、始於憂勤、終於逸樂、

故美萬物盛多、可以告於神明矣」に依る。

④『詩』小雅・魚麗に「君子有酒旨且多」(9.4-8b)「物其多矣、維其嘉矣」(10b)等の句が見える。

⑤『毛詩』小雅・毛序 10.1-1a「南有嘉魚、樂與賢也。太平君子至誠、樂與賢者共之也」に依る。

⑥『詩』小雅・南有嘉魚に「君子有酒、嘉賓式燕以樂」(10.1-1b)の句がありその箋(1b3)に「君子斥時在位者也。式、用也。用酒與賢者、燕飲而樂也」とある。また「南有樛木、甘瓠棄之」(2b)の句があり毛伝(2b5)に「棄、蔓也」、箋(2b5)に「君子下其臣、故賢者歸往也」とある。

⑦『毛詩』小雅・毛序 10.1-3b「南山有臺、樂得賢也。得賢則能為邦家立太平之基矣」に依る。

⑧『詩』小雅・南山有台に「樂只君子、邦家之基」(10.1-3b)、「樂只君子、民之父母」(4a)、「樂只君子、遐不眉壽。樂只君子、德音是茂」(4b)等の句がある。

⑨『毛詩』小雅・毛序 10.1-4b「由庚、萬物得由其道也。崇丘、萬物得極其高大也。由儀、萬物之生、各得其宜也。有其義而亡其辭。」箋 5-2 「此三篇者、郷飲酒、燕禮亦用焉。曰、乃間歌魚麗、笙由庚。歌南有嘉魚、笙崇丘。歌南山有臺、笙由儀。亦遭世亂而亡之。燕禮又有升歌鹿鳴、下管新宮。新宮、亦詩篇名也。辭義皆亡。無以知其篇第之處」参照。この毛序に「有其義而亡其辭」とあるのに、(1)-(3)での鄭注がなぜ「其義未聞」と言うのかは不明。

〔現代語訳〕

礼記注疏訳注稿（五）一郷飲酒義第四十五（二）—（末永）

○「間歌三終す」とは、「間」は、「代」（かわるがわる）の意味。

笙の楽が終わると、堂上と堂下でとて、交代して演奏することを言う。堂上の人気が先ず魚麗を歌えば、堂下にて由庚を笙で演奏する、これが一終である。さらにまた堂上で南有嘉魚を歌えば、堂下にて崇丘を笙で演奏する、これが二終である。さらにまた堂上で南山有台を歌えば、堂下にて由儀を笙で演奏する、これが三終である。これらは皆な（『儀礼』）郷飲酒礼の文（による）であるが、そこで鄭玄はこの郷飲酒礼に注して次のように言つてゐる。「間」は、「代」の意味である。一たび（堂上で）歌えば一たび（堂下で笙を）吹くことを言うのだ。魚麗は、大平の世で実りが豊かで物が多いことを歌つた詩。ここでは物が多く酒が旨いのは、賓を優待せんがためである点を採つたのだ。○南有嘉魚は、大平の世で君子に酒があり、賢者とこれを共にするのを楽しむことを歌つた詩。ここでは礼を以て賢者に下り、賢者がつぎつぎとやつてきて、ともに燕樂する点を採つたのだ。南山有台は、大平の治（をもたらすに）は、賢者を根本とすることを歌つた詩。ここでは賢者を友愛するのは、邦家の基礎であり、民の父母（たる君主は）、みずから長寿を望み、さらにその名徳も長く伝えようとする点に取つたのだ。由庚、崇丘、由儀は、今は亡んでしまつてゐる。その義については聞いたことがない」と。

【疏（つづき）】（二十葉表一行）

○合樂三終者、謂堂上下歌瑟及笙並作也。若工歌關雎、則笙吹鵲巢

合之。若工歌葛覃、則笙吹采蘋合之。若工歌卷耳、則笙吹采蘋合之。

所以知然者、則郷飲酒云、乃合樂周南關雎①葛覃卷耳、召南鵲巢采蘋采蘋。鄭云、合樂、謂歌舞與衆聲俱作②。周南召南、國風篇也。

王后國君夫人房中之樂歌也。關雎、言后妃之德。葛覃、言后妃之職。采蘋、言卿大夫之妻、能脩其法度也。○工告樂備、遂出者、工職。

卷耳、言后妃之志。鵲巢、言國君夫人之德。采蘋、言國君夫人不失職。采蘋、言卿大夫之妻、能脩其法度也。○工告樂備、遂出者、工謂樂正。工先告樂正、樂正告賓以樂備、而遂下堂也。言遂出者、樂正自此至去、不復升堂也。郷飲酒云、工告于樂正、樂正告于賓、乃降。注云、樂正降者、以正歌備無事也。降立西階東北面。

①原文は「周南召南關雎」。『儀礼』郷飲酒礼 9-12b 「乃合樂周

南關雎・葛覃・卷耳」および足利本・景潘本に従い「召南」を刪る。

②原文は「謂歌舞與衆聲俱作」。『儀礼』郷飲酒礼 鄭注 9-12b8 「合樂、謂歌舞與衆聲俱作」および足利本・景潘本に従い「樂」字を補う。

〔書き下し文〕

○「合樂三終す」とは、堂の上下に歌瑟及び笙の並びに作（おー）るを謂ふ。若し工関雎を歌はば、則ち笙鵲巢を吹きて之に合す。若し工葛覃を歌はば、則ち笙采蘋を吹きて之に合す。若し工卷耳を歌はば、則ち笙采蘋を吹きて之に合す。然るを知る所以の者は、則ち『儀礼』郷飲酒 9-12b に云ふ、「乃ち周南關雎、葛覃、卷耳、召

南鵲巢、采蘋、采蘋を合樂す」と。鄭 12b8 云々、「合樂は、歌樂と

衆声と俱に作るを謂ふ。周南召南は、国風の篇なり。王后国君の夫人房中の楽歌なり①。閨雎は、后妃の徳を言ふ②。葛覃は、后妃の職を言ふ③。卷耳は、后妃の志を言ふ④。鵲巢は、国君夫人の徳を言ふ⑤。采蘋は、国君夫人の職を失はざるを言ふ⑥。采蘋は、卿大夫の妻、能く其の法度を脩むるを言ふ⑦」と。○「工、樂の備はるを告げ、遂に出ず」とは、工は樂正を謂ふ。工先ず樂正に告げ、樂正、賓に告ぐるに樂の備はるを以てし、遂に堂を下るなり。「遂に出ず」と言ふは、樂正此自り去るに至るまで、復た堂に升らざればなり。鄉飲酒に云ふ、「工、樂正に告げ、樂正、賓に告げ、乃ち降る」と。注に云ふ、「樂正降るとは、正歌備はりて事無きを以てなり。降りて西階の東に立ちて北面す」と⑧。

①『毛詩譜』周南召南譜（『詩正義』詩譜序 11b9 引く）「風之始、所以風化天下、而正夫婦焉。故周公作樂、用之鄉人焉、用之邦國焉。或謂之房中之樂者、后妃夫人侍御於其君子、女史歌之以節義序故耳」参照。

②『詩』周南・閨雎・毛序 1.1-3b 「閨雎、后妃之德也」に依る。

③『詩』周南・葛覃・毛序 1.2-1a 「葛覃、后妃之本也。后妃在父母家、則志在於女功之事。躬儉節用、服澣濯之衣、尊敬師傅、則可以歸安父母、化天下以婦道也」参照。この毛序の全体の義を取つて、「本」を「職」に改めたのである。

④『詩』周南・卷耳・毛序 1.2-7a 「卷耳、后妃之志也」に依る。

⑤『詩』召南・鵲巢・毛序 1.3-12b 「鵲巢、夫人之德也。國君積行累功、以致爵位。夫人起家而居有之」に依る。

⑥『詩』召南・采蘋・毛序 1.3-14b 「采蘋、夫人不失職也。夫人可以奉祭祀、則不失職矣」に依る。この夫人が「國君婦人」であることは、詩句に「于以采蘋、于沼于沚。于以用之、公侯之事」とあることからわかる。

⑦『詩』召南・采蘋・毛序 1.4-3a 「采蘋、大夫之妻、能循法度也」参照。こので「卿大夫之妻」としているのは、あるいは采蘋の一つ手前の草蟲・毛序 1.4-1a で「草蟲、大夫妻能以禮自防也」と言い、その伝において 1a6 「卿大夫之妻、待礼而行、隨從君子」と言つて、このに「卿」を加えているのに倣つたものか。

⑧『儀礼』鄉飲酒礼 14-15a 「工告于樂正曰、正歌備。樂正告于賓、乃降。」注 15a1 「樂正降者、以正歌備無事也。降立西階東北面。」

〔現代語訳〕

○「合樂する」と「たびにして終る」とは、堂の上下で歌瑟と笙とがともに演奏する」とを言う。歌工が閨雎を歌えば、笙は鵲巢を吹いてこれに合せ、歌工が葛覃を歌えば、笙は采蘋を吹いてこれに合せ、歌工が卷耳を歌えば、笙は采蘋を吹いてこれに合す。どうしてそうであると分かるのかと言えば、『儀礼』鄉飲酒礼に、「そ」で周南の閨雎、葛覃、卷耳、召南の鵲巢、采蘋、采蘋を合樂する」と言うからである。（その）鄭玄は（注して）言う、「合樂は、歌樂と衆声とがともに演奏することを言う。周南召南は、（『詩』の）国風の篇であり、王后国君の夫人の房中の楽歌である。閨雎は、后

妃の徳を歌つた詩。葛覃は、后妃の職を歌つた詩。卷耳は、后妃の志を歌つた詩。鵲巢は、国君夫人の徳を歌つた詩。采蘋は、国君夫人がみずから職を失わないことを歌つた詩。采蘋は、卿大夫の妻が、その法度（きまり）をしっかりと脩めていることを歌つた詩」と。○「工が樂の備わったことを告げ、そうして（堂を）出る」とは、ここで「工」は樂正のことを言う。歌工が先ず樂正に（樂の備わったことを）告げ、次に樂正が樂の備わったことを賓に告げ、そうして堂を下るということだ。（ここ）で「遂に出ず」と言つてるのは、樂正はこれ以後、（門外に）去るに至るまで、ふたたび堂に升ることがないからだ。〔儀礼〕郷飲酒礼に「工が樂正に告げ、樂正が賓に告げ、そうして降る」とあり、その注に「樂正が降るとは、正歌が無事に備わったからである。（堂を）降りて西階の東に立つて北面する」と言つてゐる。

【疏（つづき）】（二十葉表七行）

○一人揚禪、乃立司正焉者、一人、謂主人之吏也。一人舉禪之後、乃立司正。樂既備、將留賓旅酬、爲有懈隋、故主人使相禮者一人爲司正以監之也。舉禪、示將行旅酬也。鄉飲酒云、作相爲司正。又云、司正洗禪、升自西階、阼階上北面、受命于主人。主人曰、請安于賓。司正告于賓。賓禮辭許。注云、爲賓欲去、留之、告賓於西階。又云、司正既舉禪、而薦諸其位。注云、司正、主人之屬也。無獻、因其舉禪而薦之。○知其能和樂而不流也者、結之也。流、失禮也。工升歌後、立司正以正之、故知鄉飲酒能和樂、不流邪失禮也。

【書き下し文】

○「一人禪を揚げ、乃ち司正を立つ」とは、一人は、主人の吏を謂ふ①。一人禪を举ぐるの後、乃ち司正を立つ。樂既に備り、將に賓を留めて旅酬せんとするに、懈隋有るが為に、故に主人、相礼者の一人をして司正たらしめて以て之を監しむ②。禪を举ぐるは、將に旅酬を行はんとするを示すなり。郷飲酒に云ふ、「相をして司正たらしむ」と③。又た云ふ、「司正禪を洗ひ、升るに西階自りして、昨階上に北面して、命を主人に受く。主人曰く、賓に安ずるを請へ、と。司正、賓に告ぐ。賓礼辭して許す」と。注に云ふ、「賓の去らんと欲するが為に、之を留めて、賓に西階に告ぐ」と④。又た云ふ、「司正既に禪を挙げて、諸に其の位に薦む」と。注に云ふ、「司正は、主人の属なり。献無く、其の禪を挙ぐるに因りて之に薦む」と④。○「其の能く和樂して流れざるを知るなり」とは、之を結ぶなり。流は、礼を失するなり。工升りて歌ひし後、司正を立てて以て之を正す、故に郷飲酒能く和樂して、流邪失礼せざるを知るなり。

①『儀礼』郷飲酒礼 9-7a 「一人洗升舉禪于賓。」注 7a1 「一人、主人之吏。發酒端曰舉」参照。なお郷飲酒礼の文では「一人揚禪」と「立司正」の間に作樂のことが挟まつてゐる。

②『儀礼』郷飲酒礼 9-15b 「作相爲司正。司正禮辭、許諾。主人拜、司正答拜。」注 15a9 「作、使也。禮樂之正既成、將留賓、爲有懈惰、立司正、以監之。拜、拜其許。」

③『儀礼』郷飲酒礼 9-15b 「司正洗禪、升自西階、阼階上北面、受命于主人。主人曰、請安于賓。司正告于賓。賓禮辭許。」注 15b4

〔爲賓欲去、留之、告賓於西階。〕

④『儀礼』鄉飲酒礼（記）10-13a 「司正既舉觶、而薦諸其位。」

注 13a3 「司正、主人之屬也。無獻、因其舉觶而薦之。」また鄉射礼（記）13-10a にも同文が見える。

〔現代語訳〕

○「一人が觶を揚げ、それで司正を立てる」とは、いいやの「一人」とは、主人の吏（したやく）を言う。この一人が觶（さかずき）を挙げた後に、司正を立てるのだ。樂が既に備り、賓を留めて旅酬しようとするのだが、（やや打ち解けた礼である旅酬の儀においては）懈隋の惧れがあるが為に、主人が、礼を助ける者の一人を司正たらしめてこれに監視させるのだ。觶を挙げるのは、これから旅酬を行なうとする」ことを示すものだ。（『儀礼』の）鄉飲酒礼に「相（かいぞえのもの）を司正たらしむ」と言い、さらにまた「司正は觶を洗い、西階より（堂上に）升つて、阼階の上に北面して、命を主人に受け。主人は「賓にくつろぐよう請（ねが）え」と命じ、司正は、「これを」賓に告げる。賓は礼辞してから許諾する」と言っている。その注に「賓が去ろうとしているので、これを留めるために、西階で賓に告げるのだ」と言つてゐる。さらにまた（郷飲酒礼の記では）、「司正が既に觶を挙げて（酒を飲もうとするに際し）、その位において（脯醢を）薦める」と言い、その注に「司正は、主人の属吏である。（主人からの）献が無いので、（司正が）觶を挙げるのに因つていれば（脯醢を）薦める」と言つてゐる。○「十分に和楽するものでありながら淫に流れない」とがわかる」とは、この部分を締め

括つたものだ。「流」は、礼を失するという意味。歌工が（堂に）升つて歌つた後に、司正を立ててその礼を正す。だから郷飲酒礼においては十分に和楽するものでありながら淫に流れ礼を失したりしないといふことが分かるのだ。

【經】（二十葉裏一行）

賓酬主人、主人酬介、介酬衆賓、少長以齒、終於沃洗者焉、知其能弟長而無遺矣。

〔書き下し文〕

賓、主人に酬し、主人、介に酬し、介、衆賓に酬し①、少長齒（よはひ）を以てし、沃洗する者に終るは、其の能く弟長にして遺す無きを知る。

①「賓酬主人」は『儀礼』郷飲酒礼 10-1a 「賓北面、坐取俎西之觶、阼階上北面、酬主人」以下に見える。なお、この部分の鄭注 1a4 は「初起旅酬也。凡旅酬者、少長以齒、終於沃盥者、皆弟長而無遺矣」とこの郷飲酒義の文を引く。「主人酬介」は同 10-1b 「主人西階上酬介」以下に見え、「介酬衆賓」は同 10-1b 「司正升、相旅曰、某子受酬。受酬者降席」以下に見える。その注 2a3 「旅、序也。於是介酬衆賓、衆賓又以次序相酬」参考照。

〔現代語訳〕

賓は主人に酬し、主人は介に酬し、介は衆賓に酬し、年少年長の年の差にしたがつて順に杯を挙げ、最後は杯を洗う手助けをする者に

まで杯を廻す」とから、この礼が年少者も年長者も余すところなく（その恩澤の）いきわたるものであることがわかるのだ。

【注】（二十葉裏三行）

遣、猶脱也、忘也。

【書き下し文】

遣、猶ほ脱の「^レ」とし①、忘なり。

①「遺」を「脱」と訓ずるのは他に例を見ない。下文の「説」字（20b8）に付けるべき訓が「^レ」に紛れ込んだものか。ここでは「脱也」を衍字と見なして訳しておく。

【現代語訳】

「遣」は、「忘」というほどの意味。

【疏】（二十葉裏三行）

○正義曰、此經明旅酬之時、賓主少長、皆得酬酒、長幼無被遺棄之事。○少長以齒、終於沃洗者、言旅酬之時、賓主人之黨、各以少長爲齒、以次相旅、至於執掌罍洗之人、以水沃盥洗爵者、皆預酬酒之限。此經主人酬介、介酬衆賓、雖據旅酬之時、其少長以齒、終於沃洗、是無筭爵之節也。但因其旅酬、遂連言無筭爵、欲見無不周備弟長而無遺。而知終沃洗是其無筭爵、案鄉飲酒記、主人之贊者、西面北上、不與。無筭爵、然後與是也。○知其能弟長而無遺矣者、弟、少也。言少之與長、皆被恩澤、而無遺棄也。故云、知其能弟長而無遺也。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の經、旅酬の時、賓主少長、皆な酬酒を得て、長幼遺棄せらるるの事無きを明らかにす。○「少長齒を以てし、沃洗する者に終る」とは、旅酬の時、賓主人の党、各おの少長を以て歯と為し、次を以て相ひ旅し、罍洗を執り掌るの人①、水を以て沃盥して爵を洗ふ者に至るまで、皆な酬酒の限に預るを言ふ。此の經、主人の介に酬し、介の衆賓に酬するは、旅酬の時に拵ると雖も、其の少長歯を以てし、沃洗に終るは、是れ無筭爵の節なり。但だ其の旅酬に因りて、遂に連ねて無筭爵を言ひ、弟長に周徧せざる無くして遣す無きを見さんと欲するなり。而して沃洗に終るは是れ其の無筭爵なるを知れるは、案するに『儀礼』郷飲酒記 10-13b に、「主人の贊者、西面北上して、与らず。無筭爵にして、然る後に与る」と是れなり②。○「其の能く弟長にして遣す無きを知る」とは、弟は、少なり。少と長と、皆な恩澤を被りて、遺棄せらるる無きを言ふ。故に云ふ、「其の能く弟長にして遣す無きを知る」と。

①『儀礼』郷飲酒礼に「罍」は見えず単に「水在洗東」（8-5b）と言われている。燕礼 14-2b 大射儀 16-9a の対応する部分では「罍水在東」とある。
②その注 10-13b 「贊、佐也。謂主人之屬、佐助主人禮事、徹鼎沃盥設薦俎者。…與、及也。不及、謂不獻酒」参照。郷飲酒礼および記で直接に「沃洗者」が無筭爵にあずかることを記す部分はない。

【現代語訳】

○ 正義に曰く、この經は、旅酬の時には、賓主少長とも、皆な旅酬の酒を得ることができて、年長者も年少者も忘れ去られることがないことを明らかにしたものだ。○「年少年長の年の差にしたがつて順に杯を挙げ、最後は杯を洗う手助けをする者にまで杯を廻す」とは、旅酬の時に、賓や主人のともがらは、それぞれの年少年長を年の差として、その順序によつて互いに杯をめぐらし、水樽での洗淨を執り掌る人、水を注いで爵（さかずき）を洗う（のを手助けする）者に至るまで、皆な旅酬の酒の末席に預ることを言つたものだ。この經の、主人が介に酬し、介が衆賓に酬するというものは、旅酬の時に拵つているが、年少年長の年の差にしたがつて順に杯を挙げ、最後は杯を洗う手助けをする者にまで杯を廻すというのは、無筭爵の時の儀節である。ただ旅酬のこと因んで、そのまま無筭爵のことを連ねて言い、年長年少者にあまねくゆきわたつて、遣すところが無いのを示そうとしたものだ。ここで最後は杯を洗う手助けをする者にまで杯を廻すと分かるのは、思うに『儀礼』郷飲酒記に、「主人の（礼をたすける）贊者は、（事なき時は東方に）西面北上して、（獻にも旅酬にも）与らず、無筭爵に至つて、その儀に与るのだ」と言つてゐるのがこれだ。○「其の能く弟長にして遣す無きを知る」とは、「弟」は、「少」（年少者）の意味。年少者も年長者も、皆な（主人の）恩澤を被り、見捨てられるものが無いことを言つたものだ。だから「（）の礼が年少者も年長者も余すところなく（その恩澤の）いきわたるものであることがわかるのだ」と言うのだ。

【經】（二十葉裏八行）

降りて屨を説（＝脱）ぎ、升り坐し、爵を脩（すす）むこと數無し①。飲酒の節、朝（あした）に朝を廢せず、莫（＝暮）に夕を廢せず。賓出で、主人挙し送り②、節文終遂するは、其の能く安燕にして乱れざるを知る。

〔書き下し文〕

①『儀礼』郷飲酒礼 10-5a 「説屨、揖讓如初升坐。乃羞。無筭爵、無筭樂」参照。なお「脩爵」は『十駕齋養新錄』卷二「修爵」に従い、「脩」を「羞」に読む。また、『經義述聞』周官上 11876 「具脩」参照。ちなみに、郷飲酒礼の「羞」を鄭注 10-5b

は「羞、進也。所進者、狗哉醢也」と解しているが、郷飲酒

義では「所進者」は「爵」と解されていることになる。

②『儀礼』郷飲酒礼 10-6a 「賓出、奏陔。主人送于門外、再拜」参考。

〔現代語訳〕

（俎を徹して後、堂を）降つて屨を脱ぎ、（また堂に）升つて坐し、数限りなく爵（さかずき）を交わすのであるが、（その無筭爵の）飲酒の節度は、朝に朝の勤めを廃すことがなく、暮れに夕べの勤めを廃することない。（また、礼の終わりに）賓が（門より）出て、主人は（それを）押し送つて、礼の儀節を完遂することから、この礼が安んじくつろぎながらも乱に至らないものであることが分かる

のだ。

【注】（二十葉裏十行）

朝夕、朝莫聽事也。不廢之者、既朝乃飲、先夕則罷、其正也。終遂、猶充備也。

【書き下し文】

朝夕は、朝莫（＝暮）の聽事なり。之を廢せざるは、既に朝して乃ち飲み、夕に先じて則ち罷むは、其の正なり。終遂は、猶ほ充備のごとし。

【現代語訳】

「朝」「夕」は、朝暮の勤めのこと。これを廢さないというのは、朝の勤めを終えてから飲み、夕べの勤めに先じて（飲むのを）やめるというのが、その正しいありかただ。「終遂」は「充備」（充実完備）というほどの意味。

【疏】（二十葉裏三行）

○ 正義曰、此一經明飲酒之禮、雖爵行無數、猶能節文自終、不至於亂也。○降說屨、升坐者、此謂無筭爵之初也。以前皆立而行禮、未徹俎、故未說屨。至此徹俎之後、乃說屨、升堂坐也。○脩爵無數者、謂無筭爵也。熊氏云、謂行爵無數矣。○朝不廢朝者、朝後乃行飲酒之禮、是朝不廢朝也。○莫不廢夕者、謂飲酒禮畢、乃治私家之事、是莫不廢夕也。謂鄉飲酒之禮。若黨正飲酒、一國若狂、無不醉也。○節文終遂焉也者、終謂終竟也、遂謂申也。言雖至飲畢、

主人備禮、拜而送賓、節制文章、終竟申遂、不有闕少。故鄭云、終遂、猶充備也。知其能安燕而不亂也、謂安在於燕樂、而不至亂也。

【書き下し文】

○ 正義に曰く、此の一經、飲酒の礼、爵の行はること数無しと雖も、猶ほ能く節文ありて自ら終り、乱に至らざるを明らかにす。

○ 「降りて屨を説き、升り坐す」は、此れ無筭爵の初めを謂ふ。以前は皆な立ちて礼を行ひ、未だ俎を徹せず、故に未だ屨を説がず。

此の徹俎の後に至りて①、乃ち屨を説き、堂に升りて坐するなり。○ 「爵を脩むること数無し」とは、無筭爵を謂ふ。熊氏云く、「爵を行ふこと数無きを謂ふ」と。○「朝に朝を廢せず」とは、朝して後、乃ち飲酒の礼を行ふ、是れ朝に朝を廢せざるなり。○「莫に夕を廢せず」とは、飲酒の礼畢はりて、乃ち私家の事を治むるを謂ふ、是れ莫に夕を廢せざるなり。鄉飲酒の礼を謂ふ。党正酒を飲ましむるが若きは、一国狂へるが若く、醉はざる無きなり②。○「節文終遂す」とは、終は終竟を謂ひ、遂は申を謂ふ。言ふころは飲み畢るに至ると雖も、主人礼を備へ、拝して賓を送り、節制文章ありて、終竟申遂して、闕少有らず。故に鄭云ふ、「終遂は、猶ほ充備のごとし」と。「其の能く安燕にして乱れざるを知る」は、安んじて燕樂に在りて、乱に至らざるを謂ふ。

① 「徹俎」は『儀礼』郷飲酒礼 10-4a 「主人請徹俎、賓許」以下を参照。
② 既出。18a7 参照。

【現代語訳】

○正義に曰く、この一經は、飲酒の礼において、数限りなく爵（さかずき）を交わしても、なお節度をもつて礼を終わるのであって、乱に至りはしないことを明らかにしたものだ。○「降りて履を脱ぎ、升つて坐る」とは、無笄爵の初めを言つたもの。これ以前は皆な立つて礼を行い、俎を取り下げない。だからまだ履（くつ）を脱がないのだ。俎を取り下げて後に、はじめて履を脱ぎ、堂に升つて坐するのである。○「爵をすすめることが数無し」とは、無笄爵のことを言う。熊安生は「数限りなく爵を交わすことを言う」と言つている。○「朝に朝を廢せず」とは、朝の政務を取つて後に、はじめて飲酒の礼を行うことであつて、これが「朝に朝の勤めを廢しない」ということだ。○「莫に夕を廢せず」とは、飲酒の礼がおわつて、そこで私家の事を治めることを言うのだ、これが「暮れに夕べの勤めを廢しない」ということだ。（これは『儀礼』の）郷飲酒の礼について言つたもの。党正が（年末に）酒を飲ませる礼のようなものは、（その礼の終わりには）一国の者みな狂えるが若く、酔わない者が無い状態となるのだ。○「節文終遂す」とは、「終」は「終竟」の意味で、「遂」は「申」（展開して到達する）の意味。飲み終わる頃合いに至つても、主人は礼を備えて、拝して賓を送り出し、節制文書を保つたまま、終了完遂して、礼を欠くことがない。だから鄭玄は、「終遂」は、「充備」（充実完備）というほどの意味」と言つたのだ。「其の能く安燕にして乱れざるを知る」とは、安んじて燕樂にありながらも、乱に至らないことを言つたものだ。

○正義に曰く、この一經は、飲酒の礼において、数限りなく爵（さ

貴賤明らかにして、隆殺辨あり、和樂にして流れず、弟長にして遺す無く、安燕にして乱れず。此の五行なる者は、以て身を正し国を安んずるに足る。彼の国安くして天下安し、故に曰く、「吾れ郷を觀て、王道の易易たるを知る」と。

【書き下し文】

貴賤明らかにして、隆殺辨あり、和樂にして流れず、弟長にして遺す無く、安燕にして乱れず。此の五行なる者は、以て身を正し国を安んずるに足る。彼の国安くして天下安し、故に曰く、「吾れ郷を觀て、王道の易易たるを知る」と。

【現代語訳】

貴賤が明らかであり、（その礼の）隆殺に区分があり、和らぎ楽しみながらも淫に流れることがなく、年少者も年長者も余すところなく（その恩澤が）いきわたり、安んじくつろぎながらも乱に至らない。この五つの行いは、それによつて身を正し國を安んずるに十分なものである。（郷飲酒の礼によつて）彼の国々が安んじて天下も安んずる。だから言うのだ、「わたしは郷（飲酒の礼）を觀て、王道の容易であることを知つたのだ」と。

【疏】（二十一葉表十行）

○正義曰、此一節摠結上經、明上五種之事、又覆説前文孔子所以知王道之易易也。此五行者①、足以正身安國矣者、五行、謂上第一云貴賤之義別、第二云隆殺之義辨、第三云和樂而不流、第四云弟長而無遺、第五云安燕而不亂、是五種之行也。○彼國安而天下安者、以

鄉飲酒於此、將天下諸侯爲彼國、故云、彼國安而天下安也。

①原文は「如此五行者」。足利本・景藩本に従い「如」字を削る。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の一節、上經を總括して、上の五種の事を明らかにし、又た前文の孔子の王道の易易たるを知る所以を覆説す。「此の五行は、以て身を正し国を安んずるに足る」とは、五行は、上の第一に貴賤の義の別れるを云ひ、第二に隆殺の義の辨ずるを云ひ、第三に和樂して流れざるを云ひ、第四に弟長にして遺す無きを云ひ、第五に安燕にして乱れるざるを云ふ、是の五種の行を謂ふなり。○「彼の国安くして天下安し」とは、此に鄉飲酒するを以て、天下諸侯を將（もつ）て彼の国と為す、故に云ふ、「彼の国安くして天下安し」と。

【現代語訳】

○正義に曰く、この一節は上經を總括して、上述の五種の事を明らかにし、さらにまた前文の孔子が王道の容易であることを知った理由について重ねて説いたものだ。「此の五行は、以て身を正し国を安んずるに足る」とは、「五行」は、上の第一に言う、貴賤の義が明らかであること、第二に言う、隆殺の義が明らかであること、第三に言う、和らぎ楽しみながら淫に流れないこと、第四に言う、年少者も年長者も余すところなく（その恩澤が）いきわたること、第五に言う、安んじくつろぎながらも乱に至らないこと、これらの五種の行いを言うものだ。○「彼の国安くして天下安し」とは、此（（二））に鄉飲酒するのに対して、天下諸侯を「彼の国」と表現したの

だ。だから「彼の国が安んじて天下も安んずるのだ」と言うのだ。

【經】（二十一裏三行）

鄉飲酒之義、立賓以象天、立主以象地、設介儀以象日月、立三賓以象三光。古之制禮也、經之以天地、紀之以日月、參之以三光、政教之本也。

【書き下し文】

鄉飲酒の義、賓を立てて以て天に象り、主を立てて以て地に象り、介儀を設けて以て日月に象り、三賓を立てて以て三光に象る。古の礼を制するや、之を経するに天地を以てし、之を紀するに日月を以てし、之に参するに三光を以てするは、政教の本なり。

【現代語訳】

鄉飲酒の義について、（この礼においては）賓を立てて天に象り、主を立てて地に象り、介儀を設けて日月に象り、三賓（＝衆賓の代表者）を立てて（天の）三光に象っている。いにしえに礼を制定するに際し、天地を（則るべき）縊糸とし、日月をすじ道とし、（さらに）三光を参照するのは、（そのように天に則るのが）政治教化の根本だからである。

【疏】（二十一裏八行）

○正義曰、此記者更覆説鄉飲酒之義、有所法象之事。前文雖備、故此更詳也。○立賓以象天、立主以象地者、前文天地共言、故云、賓主象天地。此則析言之、賓以象天、主以象地。賓者主之所尊敬、

故以賓象天。主供物以養賓、故以主象地也。○設介僕以象日月者、則前經陰陽也。但陰陽據其氣、日月言其體。僕在東北、象日出也。介在西南、象月出也。

【書き下し文】

○正義に曰く、此れ記者更に鄉飲酒の義、法象する所の事有るを覆説す。前文に備はると雖も、故（ことさら）に此に更に詳しくするなり。○「賓を立てて以て天に象り、主を立てて以て地に象る」とは、前文は天地共に言ふ、故に云ふ、「賓主は天地に象る」(15a1)と。此は則ち析して之を言ひ、「賓は以て天を象り、主は以て地を象る」と。賓者は主の尊敬する所、故に賓を以て天に象る。主は物を供して以て賓を養ふ、故に主を以て地に象る。○「介僕を設けて以て日月に象る」とは、則ち前經の「陰陽」(15a2)なり。但だ陰陽は其の気に拵り、日月は其の体を言ふ。僕の東北に在るは、日の出づるに象る。介の西南に在るは、月の出づるに象る。

【現代語訳】

○正義に曰く、この部分は記の作者が更に鄉飲酒の義には、法り象るものがあることを繰り返し説いたものだ。(15ab)の) 前文に（その義はすでに）備わってはいるが、特にここでさらに詳しく述べたのだ。○「賓を立てて天に象り、主を立てて地に象る」とは、前文では天地を共にして言つてはいる、だから「賓主は天地に象る」と言つてはいる。ここでは（天地を）分解して、「賓は天を象り、主は地を象る」と言つてはいる。賓は主の尊敬するものであるから、賓を天に象つたのだ。主は物を提供して賓をもてなすから、主を地に象つた

のだ。○「介僕を設けて日月に象る」とは、前經の「陰陽」に当たる。ただ「陰陽」はその（形を持たない）気に拵つ（て言つ）たものであり、「日月」はその（形を持つ）実体（に即して）を言つたものだ。僕が東北に位するのは、日が（東方より）出てくるのに象つたものだ。介が西南に位するのは、月が（西方より）出てくるのに象つたものだ。

【注】(二十一裏七行)

日出於東、僕所在也。月生於西、介所在也。三光、三大辰也。天之政教、出於大辰焉。

【書き下し文】

日の東に出づるは、僕の在る所なり。月の西に生ずるは、介の在る所なり。三光は、三大辰なり。天の政教、大辰より出ず。

【現代語訳】

日は東から昇つてくるが、（この東が）僕の居場所となる。（新月後の）月は（夕方に）西（の空）に現れてくるが、（この西が）介の居場所となる。（これが「介僕を設けて日月に象る」ということだ。）「三光」は、（天の）三大辰のこと。天の政教は、（この二）大辰より生じてくるのだ。

【疏（注に対する）】(二十一裏十行)

○正義曰、案昭十七年有星孛于大辰。公羊云、大辰者何、大火也。伐①爲大辰。北辰亦爲大辰。故爾雅云、大辰、房心尾也。大火、謂

之大辰。北極、謂之北辰。是三大辰也。何休云、大火與伐、天所以示民時早晚、天下取以爲正、故謂之大辰。辰、時也。是天之政教出於大辰。

①原文は「火」。『公羊伝』および足利本・景潘本に従い改める。「火」のままで「三大辰」を説明するものとならない。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、案するに昭十七年に、「星の大辰に季する有り」と。公羊云ふ、「大辰とは何ぞ、大火なり。伐を大辰と為す。北辰も亦大辰と為す」①と。故に爾雅云ふ、「大辰は、房心尾なり。大火、之を大辰と謂ふ。北極、之を北辰と謂ふ」②と。是れ三大辰なり。何休云ふ、「大火と伐と、天の民に時の早晚を示す所なり、天下取りて以て正と為す、故に之を大辰と謂ふ。辰は、時なり」③と。是れ「天の政教、大辰に出づる」なり。

①『春秋公羊伝』昭公十七年 23-8b 「冬有星孛于大辰。季者何。彗星也。其言于大辰何。在大辰也。大辰者何。大火也。(注..大火謂心。) 大火爲大辰、伐爲大辰、(注..伐謂參伐也。大火與伐、天所以示民時早晚、天下所取正、故謂之大辰。辰、時也。) 北辰亦爲大辰」 参照。

②『爾雅』釋天 6-11a 「大辰、房心尾也。(注..龍星明者、以爲時候、故曰大辰。) 大火謂之大辰。(注..大火星也、在中最明、故時候主焉。) : 北極謂之北辰。(注..北極、天之中、以正四時。)」

③上の①参照。なお、「伐」と「參伐」について、『詩』召南

・小星 1-5-6a 「維參與昴」 伝 6a2 では「參、伐也」とあるが、

その疏は『周礼』考工記・輶人 40-3a 「熊旗六旛、以象伐也」

注 8b 「伐屬白虎宿、與參連體而六星」に基づいて、「參」と「伐」は異なるものの、「伐」をもつて「參」を含む形で代表させ得ると考えている。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、思うに（『春秋』の）昭公十七年に、「大辰を犯した星がある」とあり、『公羊伝』では「大辰とは何か。大火のことだ。（他に）伐を大辰と呼び、北辰も大辰と言う」と言っている。だから『爾雅』では「大辰は、房心尾（の三宿）である。大火は大辰と呼ぶ。北極も北辰と呼ぶ」と言っている。これが三大辰である

（今のさそり座、オリオン座、北斗七星に当たる）。何休は「大火と伐は、天が民に時の早晚を示すためのものである。天下（の人々）はこれを（時間の）標準としたのだ。だからこれを「大辰」と呼ぶのだ。（二の）「辰」は「時」の意味だ」と言っている。これが「天の政教は、大辰から生じてくる」ということなのだ。

【經】（二十二葉表二行）

亨狗於東方、祖陽氣之發於東方也。

〔書き下し文〕

狗を東方に亨（＝烹）るは、陽氣の東方に発するに祖（のつと）るなり①。

①『儀礼』鄉飲酒記 10-10a 「其牲狗也、亨于堂東北」 参照。

その注 10a6 やは、「祖陽氣之所始也。陽氣主養。易（頤象伝

3-27a）曰、天地養萬物、聖人養賢以及萬民」と、いふを用いて注解している。

〔現代語訳〕

狗を東方で煮るのは、陽気が東方に発するのに則つたものだ。

【注】(二十二葉表三行)

祖猶法也。狗所以養賓。陽氣主養萬物。

〔書き下し文〕

祖は猶ほ法の「」。狗は賓を養ふ所以。陽気は万物を養ふを主とす。

〔現代語訳〕

「祖」は「法」（の「」）という意味。狗は賓をもてなすためのもの。陽気は万物を養うのを主たるはたらきとする（から、賓を養う狗を陽気の発する東方で煮るのだ）。

【疏】(二十二葉表六行)

○正義曰、此一節覆明上立主象地以下諸文之意也。○亨狗於東方、祖陽氣之發於東方也者、此覆説前文差出自東方也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の一節、上の主を立てて地に象る以下の諸文の意を覆明するなり。○「狗を東方に亨るは、陽気の東方に発するに祖るなり」とは、此前文の差東方より出ずるを覆説するなり①。

①前文 14b3 では「差出自東房」となつており、いふや狗を煮る位置を解くのと直接には対応していない。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「」の一節は、上文 (21b3) の「主を立てて地に象る」以下の諸文の意味を繰り返し説明したのだ。○「狗を東方で煮るのは、陽気が東方に発するのに則る」とは、これは前文の「差は東方から出だす」を繰り返し説明したものだ。

【經】(二十二葉表三行)

洗之在阼、其水在洗東、祖天地之左海也。

〔書き下し文〕

洗の阼に在り、其の水の洗の東に在るは①、天地の海を左にするに祖（の「」）るなり。

①『儀礼』鄉飲酒礼 8.5b 「設洗于阼階東南、南北以堂深、東

西當東榮。水在洗東」参照。

〔現代語訳〕

洗が阼階の側に在り、その水が洗の東側に在るのは、天地が海を左（＝東）とするのに則つたものだ。

【注】(二十二葉表四行)

海、水之委也。

〔書き下し文〕

海は、水の委なり①。

①「委」は「源」に対し、水のあつまる所を言う。『礼記』

学記 36-18a 「三王之祭川也、皆先河而後海、或源也、或委也、此之謂務本」注 18a7 「源、泉所出也。委、流所聚也。」参照。

〔現代語訳〕

「現代語訳」
海は、（川の）水のあつまるところだ。

〔書き下し文〕

尊に玄酒有るは、民に本を忘れざるを教ふるなり。

〔現代語訳〕

尊（さかだる）に玄酒（＝水）が入っているのは、民に（その礼の由来の）本を忘れないことを教えるものだ。

【注】（二十二葉表五行）

大古無酒、用水而已。

〔書き下し文〕

大古は酒無し、水を用ふるのみ。

〔現代語訳〕

太古には酒が無く、水を用いるだけであった。

【疏】（二十二葉表八行）

○尊有玄酒、教民不忘本也者、此覆説上文尊有玄酒、貴其質也。

〔書き下し文〕

○「尊に玄酒有るは、民に本を忘れざるを教ふるなり」とは、これ

榮に当たる」を繰り返して解説したものであり、「洗の位置に」因んで（さらに）水が洗の東側に在るのも、天地が海を左にするのに則つたものであることを説いたものだ。

〔現代語訳〕

○「尊に玄酒が入っているのは、民に本を忘れないことを教えるものだ」とは、これは上文の「尊に玄酒が入っているのは、その質素を貴ぶからである」を繰り返し解説したものだ。

〔經〕（二十二葉表五行）

尊有玄酒、教民不忘本也。

【經】(二十一葉表八行)

賓必南鄉、東方者春、春之爲言蠢也。產萬物者、聖也。南方者夏、夏之爲言假也。養之、長之、假之、仁也。西方者秋、秋之爲言愁也。愁之以時、察守義者也。北方者冬、冬之爲言中也。中者、藏也。是以天子之立也①、左聖、鄉仁、右義、僕藏也。

〔書き下し文〕

賓の必ず南鄉するは①、東方は春、春の言たる蠢なり。万物を産する者、聖なり。南方は夏、夏の言たる仮なり。之を養ひ、之を長じ、之を仮（おおい）にするは、仁なり。西方は秋、秋の言たる愁なり。愁するに時を以てし、察として義を守る者なり。北方は冬、冬の言たる中なり。中は、藏なり②。是を以て天子の立つるや、聖を

左にし、仁に鄉（むか）ひ、義を右にし、藏を僕にするなり③。
①賓、主人、介の席の向きについては、「儀礼」郷飲酒礼 8-4a 「乃席賓主人介」注 4a9 「賓席、牖前南面。主人席、阼階上西面。介席、西階上東面」参照。

②以上とよく似たものとして、『尚書大傳』「東方者何也。動方也。物之動也、何以謂之春。春、出也。物之出也、故謂東方春也」（『御覽』v.18-5a）。南方者何也。任方也。任方者、物之方任。何以爲之夏。夏者假也、吁荼萬物養之外者也。故曰南方夏也（『御覽』v.21-4a）。西方者何也。鮮方也。鮮、訛也。訛者、始入之貌。始入者、何以謂之秋。秋者愁也。愁者、物方愁而入也。故曰西方者秋也（『御覽』v.24-4b）。北方者何也。

伏方也。伏方也者、萬物之方伏。物之方伏、則何以爲之冬。冬者、中也。中也者、物方藏於中也。故曰北方冬也。陽盛、則吁荼萬物而養之外也。陰盛、則吁吸萬物而藏之内也（注：吁荼、氣出而溫。呼吸、氣入則寒。溫則生、寒則殺也）。故曰、吁吸者也、陰陽之交接、萬物之終始（『御覽』v.26-5a）」がある。

③以上の記述は本来「天子南面」の理由を説明するものが、賓の南面の説明に流用されたものであろう。その際に「天子之立也」がそのまま残されてしまったものと思われる。そもそも「天子之立也」の「立」後には「禮」字を脱するか。

『礼記』礼器 23-2a 「先王之立禮也、有本有文」 参照。

〔現代語訳〕

賓が必ず南向きであるのは、東方は春であり、「春」の語は「蠢」（動き産む）に通じる。万物を産むのは、聖（の徳）である。南方は夏であり、「夏」の語は「仮」（大いにする）に通じる。万物を養い、成長させ、大いにするのは、仁（の徳）である。西方は秋であり、「秋」の語は「愁」（=摶・あつめ収める）に通じる。適当な時節に万物をあつめ収め、きつぱりと義を守るものである。北方は冬であり、「冬」の語は「中」に通じる。（ノの場合の）「中」とは、「藏」（おさめる）の意味である。それゆえ天子が位に就くに際しては、聖（=東）を左にし、仁（=南）に向かい、義（=西）を右にし、藏（=北）を背に（して南面）したのである（賓の南面も同じである）。

【注】（一一十一葉裏三行）

○ 正義曰、此一節更揔明郷飲酒①坐位所在、并明三揖三讓、每事皆三之義。○ 產萬物者、聖也者、聖之言生也。東方產育萬物、故春猶蟲也。蟲、動生之貌也。聖之言生也。假、大也。秋讀爲擎、擎、斂也。察猶察察、嚴殺①之貌也。南郷、郷仁、貴長大萬物也。察或爲殺。

①原文は「殺」字を脱す。校勘記の説により補う。

〔書き下し文〕

春は猶ほ蟲のバとし。蟲は、動生の貌なり①。聖の言、生なり。仮は、大なり。愁は読みて擎と為す、擎は、斂なり②。察は猶ほ察察のバとし、嚴殺の貌なり。南郷は、仁に郷ふなり、万物を長大するを貴ぶなり。察、或は殺に為る。

②『爾雅』釈詁下2-3b「擎、斂、…聚也」参照。

〔現代語訳〕

「春」は「蟲」の意味。「蟲」は、動き生ずるさま。「聖」の語は「生」に通じる。「仮」は「大」の意味。「愁」は「擎」に読みなす。「擎」は「斂」（あつめる）の意味。「察」は「察察」という意味で、嚴殺（きびしい）のさま。「南郷」は仁に郷（むか）うといふことで、万物を長大にするを貴ぶるという」とだ。「察」は「殺」に作るテキストがある。

【疏】（一二十三葉表二行）

○ 正義曰、此の一節更に郷飲酒の坐位の在る所を揔明し、並びに三揖三讓、事毎に皆な三なるの義を明らかにす。○「万物を産する者は、聖なり」とは、聖の言は生なり。東方は万物を産育す、故に聖たり。○「之を養ひ、之を長じ、之を仮にするは、仁なり」とは、仮は、大なり。万物を養育し、之を長じて大ならしむるは、仁恩なるを謂ふ。五行は、春を仁と為し、夏を礼と為す。今、春を聖と為し、夏を仁と為すは、春夏皆な万物を生養し、俱に仁恩の義有り、故に此の夏も亦た仁なり。聖は既に物を生ず、物を生ずるを以て之を言はば、則ち之を聖と謂ふ、故に東方を聖と為す。各おの義を以て之を言はば、理も亦た通ず。○「中とは藏なり」とは、言ふこころは、北方は智を主とするも、亦た信たり①。若し五行を以て之を言はば則ち信と為し、若し万物の帰藏を以て之を言はば則ち藏と為す。

①原文「酒」下に「禮」字あり。足利本・景潘本に従い刪る。

〔書き下し文〕

①五常の「智」「信」の配当については二説ある。『五行大義』

卷三「論雜配」五「論五常」の「五常者、仁義禮智信也。」：

而此五德配於五行。鄭玄注禮記中庸篇(52-1a7)云、木神則仁、

金神則義、火神則禮、水神則信、土神則智。詩緯等説亦同。

毛公傳説及京房等説、皆以土爲信、水爲智」参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「」の一節は更に鄉飲酒における（賓主等の）坐位の場所（の意義）について明らかにし、ならびに三揖三讓など、この「」とに皆な三であることの意義を明らかにするものだ。○「万物を産むものは、聖である」は、「聖」の語は「生」に通じる。東方は万物を産み育てるから、「聖」なのだ。○「これを養い、これを長じ、これを仮（おおい）にするのは、仁である」とは、「仮」は「大」の意味。万物を養育し、成長させ大きくさせるのは、仁恩に当たるということだ。五行（の配当）では、春を仁に、夏を礼に当てる。今、（ここ）で春を聖に、夏を仁に当てるのは、春も夏も皆な万物を生み養うので、ともに仁恩の義を持つていて、だからこの夏もまた仁に当たるので。「聖」は物を生ずるということであるから、（春が）物を生ずることからして言えば、これを聖と呼んで、それゆえに東方を聖とするのだ。それぞれの意味に即して言えば、（表面上は配当が異なるようであっても）その道理はまた通じているのだ。○「中とは藏である」とは、北方は智を主とするが、また信にも配されるのであって、もし五行によつて言えば（水である北方は）信となるし、もし万物が帰藏することによつて言えば（北方は）藏となることを言つたものだ。

は）藏となることを言つたものだ。

【經】(二十一葉裏六行)

介必東鄉、介賓主也。

〔書き下し文〕

介の必ず東鄉するは、賓主に介すればなり。

〔現代語訳〕

介が必ず東向きであるのは、賓と主人とに介する（＝はさまれる）からである。

【注】(二十一葉裏六行)

獻酬之禮、主人將西、賓將南、介覲其間也。

〔書き下し文〕

獻酬の礼、主人将に西せんとし、賓将に南せんとして①、介、其の間に覲するなり。

①ここで主人が西に、賓が南に向かうのが、『儀礼』郷飲酒礼のどの儀節と対応するのかよくわからない。獻酬の礼において、主人が自分の席から西（実際には北西）に向かつて賓の席に爵（解）を置き、賓は自分の席から南（実際には西南）の西階の上で爵を飲み干す等の礼を行うことを言つたものか。下の疏の説明などの儀節に対応するのかよくわからない。

〔現代語訳〕

獻酬の礼において、主人は西に向かい、賓は南に向かい、介は、そ

の間にはさまる」とになる。

【疏】(二十三葉表六行)

○介必東鄉、介賓主也者、主人①獻賓、將西行就賓、賓又南行、將就主人、介在西階之上、以介覲隔賓主之間也。

①原文は「人」字無し。足利本・景潘本に従い補う。

〔書き下し文〕

○「介必ず東鄉して、賓主に介す」とは、主人の賓に献じ、将に西行して賓に就かんとし、賓又た南行して、将に主人に就かんとするに、介は西階の上に在りて、介を以て賓主の間を覗隔するなり。

〔現代語訳〕

○「介が必ず東向きで、賓と主とに介する」とは、主人が賓に献ずる際に、西行して賓に就くのに対し、賓もまた南行して、主人に就くのであるが、介は西階の上に居て、介をまじえて賓主の間を隔てるのだ。

【經】(二十二葉裏七行)

主人必居東方、東方者春、春之爲言蟲也、產萬物者也。主人者造之、產萬物者也。

〔書き下し文〕

主人必ず東方に居るは、東方は春、春の言たる蟲なり、万物を産する者なり。主人とは之を造(な)し、万物を産する者なり。

〔現代語訳〕

○「主人は之を造し、万物を産するなり」とは、主人の東方に居る所以の意を釈す。東方は万物を産育し、主人は客の須ぶる所を共す、故に主人は造為して万物を産むの象なり。

〔現代語訳〕

○「主人はこれを造り、万物を産む（ものである）」とは、主人が東方に居ることの理由を解釈したものだ。東方は万物を産育する方角であり、（その方角に座る）主人は客が必要とするものを供給し

主人が必ず東方に居るのは、東方は春であり、「春」の語は「蟲」に通じて、万物を産することを意味する。主人とはこの礼（に必要なもの）を準備し、（その意味で）万物を産する者に当たるのだ。

【注】(二十二葉裏九行)

言禮之所共、由主人出也。

〔書き下し文〕

礼の共する所、主人由り出づるを言ふ。

〔現代語訳〕

(郷飲酒) 礼で供給されるものが、主人から出てくる」とを言うのだ。

【疏】(二十三葉表七行)

○主人者造之、產萬物也者、釋所以主人居東方之意。東方產育萬物、主人共客所須、故主人造爲產萬物之象也。

〔書き下し文〕

〔書き下し文〕

て いる。だから主人は作りとして万物を産むことの象徴となるのだ。

【經】(二十一葉裏九行)

月者三日則成魄、三月則成時、是以禮有三讓、建國必立三卿、三賓者政教之本、禮之大參也。

【書き下し文】

月は三日なれば則ち魄を成し、三月なれば則ち時を成す。是を以て礼に三讓有り、国を建つるに必ず三卿を立つ。三賓とは政教の本、礼の大參なり。

【現代語訳】

月は（朔の後）三日になると魄（月の光る部分）を成し、三か月経つと時（ひとつの季節）を成す。だから（この三に則つて）礼では三讓があり、国を建てるには必ず三卿を立てる。（郷飲酒礼における）三賓とは政教の本であり、礼の大きいなる「三」なのだ。

【疏】(二十三葉表八行)

○月者三日則成魄者、謂月盡之後、三日乃成魄。魄謂明生傍有微光也。此謂月明盡之後而生魄、非必月三日也。若以前月大則月二日生魄、前月小則三日乃生魄。○三賓者政教之本者、凡建國既立三卿、助君治國。今鄉飲酒立三賓、象國之立三卿、故云、政教之本也。

【書き下し文】

○月は三日なれば則ち魄を成すとは、月尽くるの後、三日にして乃ち魄を成すを謂ふ。魄は明の傍に生じて微光有るを謂ふ。此に月明

尽くるの後に魄を生ずと謂ふは、必ずしも月の三日に非ず。若し前月大なるを以てすれば則ち月の二日に魄を生じ、前月小なれば則ち三日にして乃ち魄を生ず^①。○三賓とは政教の本なりとは、凡そ国を建つれば既に三卿を立て、君を助けて国を治めしむ。今、郷飲酒の三賓を立つるは、国の三卿を立つるに象る、故に政教の本なりと云ふ。

①『説文』月部 「ふみ」 「霸、月始生魄然也。承大月二日、承小

月三日」 参照。前月が大月（30日）だと朔小余が小さくなるので、前月が小月（29日）の場合に比べて若干早く三日月となる。

【現代語訳】

○月は（朔から）三日経つと魄（月の光る部分）を成す」とは、月が（朔となり月光が）尽きた後、三日経つと魄（月の光る部分）が出てくることを言うのだ。「魄」とは（月）明りが傍に生じて微かに輝いているのを言うのだ。ここで月光が尽きて後に魄が生じて微かに輝いているのを言うのだ。もし前月が大月であれば月の二日にしも月の三日のことではない。もし前月が大月であれば月の二日に魄が生ずるし、前月が小月であれば三日にして魄を生ずるのだ。○「三賓とは政教の本である」は、およそ国を建てたならば、つねに三卿を立てて、君が国を治めるのを助けさせるものだ。今、郷飲酒で三賓を立てるのは、国が三卿を立てるのに象つてゐる。だから政教の本と言うのだ。

【注】(二十三葉表一行)

言禮者陰也、大數取法於月也。

【書き下し文】

言ふところは、礼は陰なり、大数は法を月に取るなり。

【現代語訳】

礼は陰であり、（その）大いなる数についてはその法を月に取ると
いうことだ。

【疏（注に対する）】（二十三葉表十行）

○正義曰、樂既爲陽、故禮爲陰。月是陰精、故禮之數、取法於月也。

【書き下し文】

○正義に曰く、樂既に陽たり、故に礼を陰と為す①。月は是れ陰の
精②、故に礼の数は、法を月に取るなり。

- ①『礼記』郊特牲25-10a 「樂由陽來者也、禮由陰作者也。」『白虎通』礼樂「樂者、陽也。…禮者、陰也。…樂象陽、禮法陰也」参照。

- ②『説文』月部7s23b 「月、闕也。大陰之精」 参照。

【現代語訳】

○正義に曰く、（礼樂を陰陽で考えるならば）樂は陽であるのだから、
礼は陰となる。月は陰の精であるから、（陰である）礼の数は、
その法を月に取るのだ。

（付記）本研究は科学的研究費助成事業（基盤研究（C）課題番号2
6370044）による成果の一部である。